

新（表紙）



旧（表紙）



新 (P 総-9)

- H 2 7 . 3 . 1 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第 7 回変更)
- H 2 7 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第 7 回変更)
- H 2 8 . 2 . 2 2 : 京都市文化財保護審議会の報告
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 8 回変更内容に係る報告
- H 2 8 . 2 . 2 9 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 8 回変更内容に係る意見聴取
- H 2 8 . 3 . 1 7 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第 8 回変更)
- H 2 8 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第 8 回変更)
- H 2 9 . 2 . 1 4 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 9 回変更内容に係る意見聴取
- H 2 9 . 2 . 2 1 : 京都市文化財保護審議会の報告
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 9 回変更内容に係る報告
- H 2 9 . 3 . 1 6 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第 9 回変更)
- H 2 9 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第 9 回変更)

旧 (P 総-9)

- H 2 7 . 3 . 1 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第 7 回変更)
- H 2 7 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第 7 回変更)
- H 2 8 . 2 . 2 2 : 京都市文化財保護審議会の報告
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 8 回変更内容に係る報告
- H 2 8 . 2 . 2 9 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 8 回変更内容に係る意見聴取
- H 2 8 . 3 . 1 7 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第 8 回変更)
- H 2 8 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第 8 回変更)

新 (P1-36)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・^{はなとうろ}花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要(別表1)(平成29年1月現在)

京都市内には、209件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める173件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることが出来る。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、57件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に^{さんねいざか}産寧坂地区、^{さんねいざか}祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に

選定されている。その後、^{さがとりいもと}嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

さらに、平成16年の文化財保護法改正によって新たな文化財保護制度として加わった重要文化的景観に、「京都岡崎の文化的景観」が平成27年に選定されている。

旧 (P1-36)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・^{はなとうろ}花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要(別表1)(平成28年1月現在)

京都市内には、208件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める172件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることが出来る。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、58件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に^{さんねいざか}産寧坂地区、^{さんねいざか}祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に

選定されている。その後、^{さがとりいもと}嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

新 (P1-37)

旧 (P1-37)

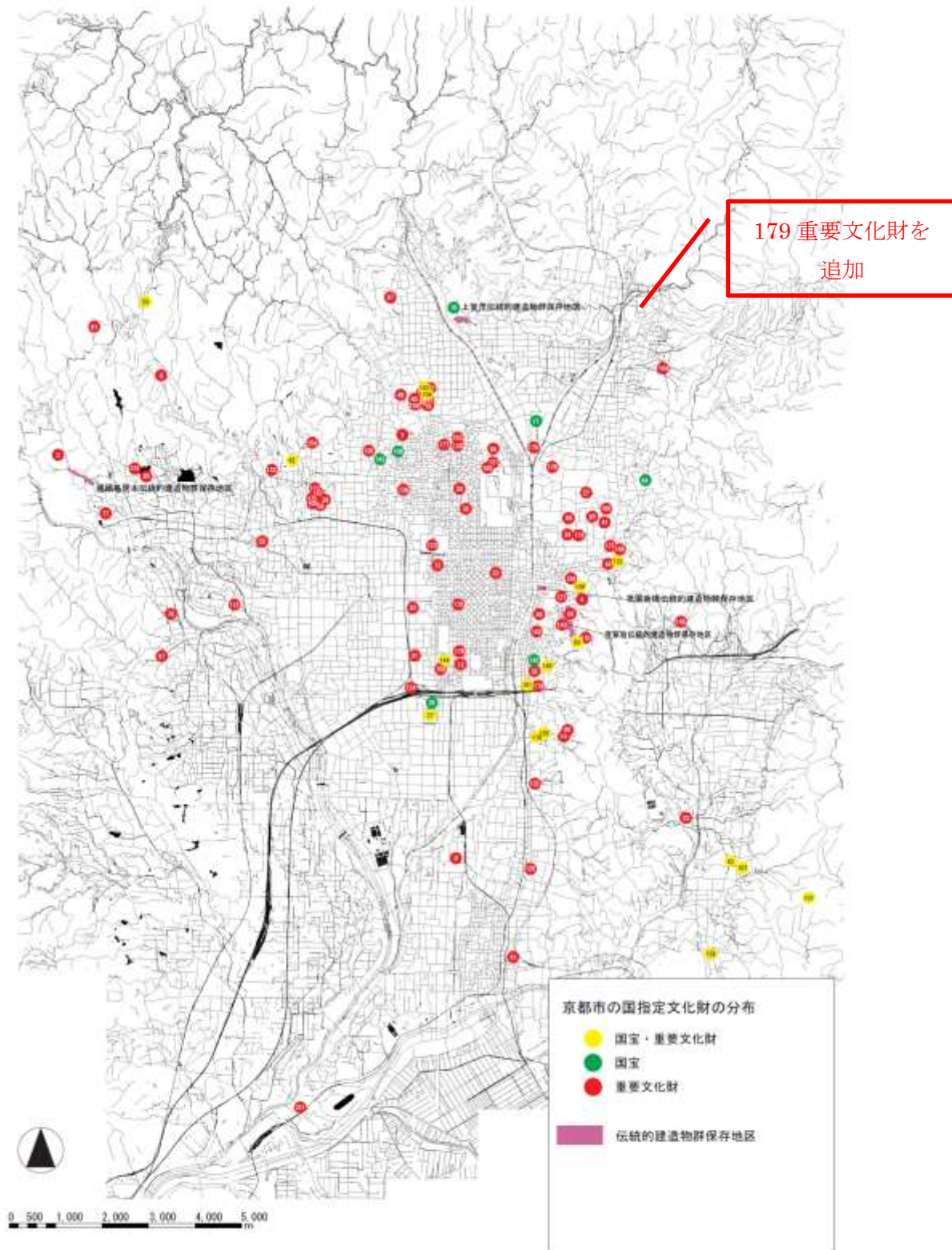


图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

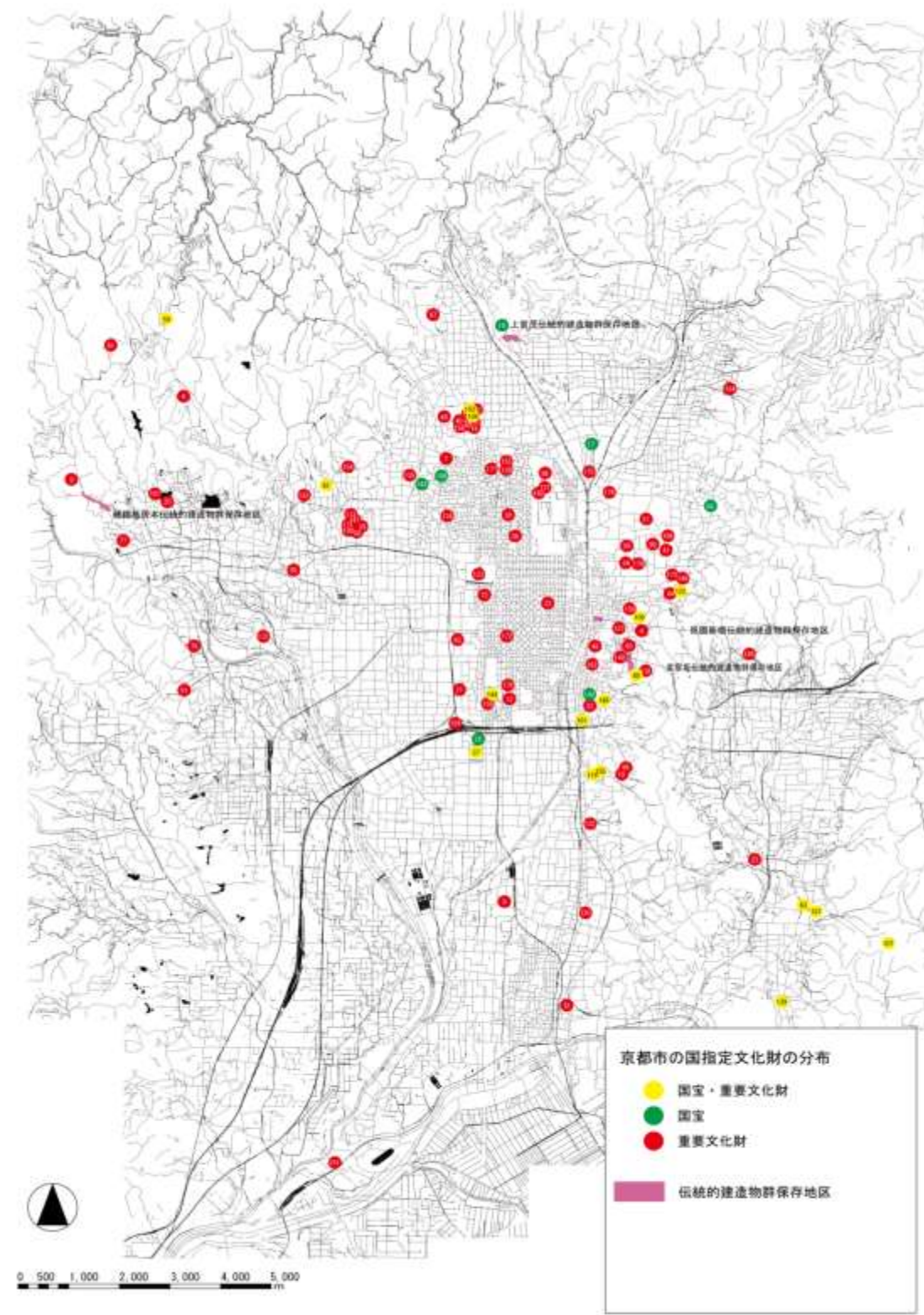


图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

新 (P1-38)

旧 (P1-38)

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要 (別表2) (平成29年1月現在)

昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物)49件, 府登録有形文化財(建造物)8件, 府指定史跡3件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財1件, 府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。

また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物)69件, 市登録文化財(建造物)25件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡)12件, 市指定名勝31件, 市登録名勝地3件, 市指定天然記念物25件, 市登録天然記念物10件, 市指定有形民俗文化財7件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。

この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物)367件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国の登録有形文化財(建造物)の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要 (別表2) (平成28年1月現在)

昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物)49件, 府登録有形文化財(建造物)8件, 府指定史跡3件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財1件, 府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。

また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物)68件, 市登録文化財(建造物)25件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡)12件, 市指定名勝30件, 市登録名勝地3件, 市指定天然記念物25件, 市登録天然記念物10件, 市指定有形民俗文化財7件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。

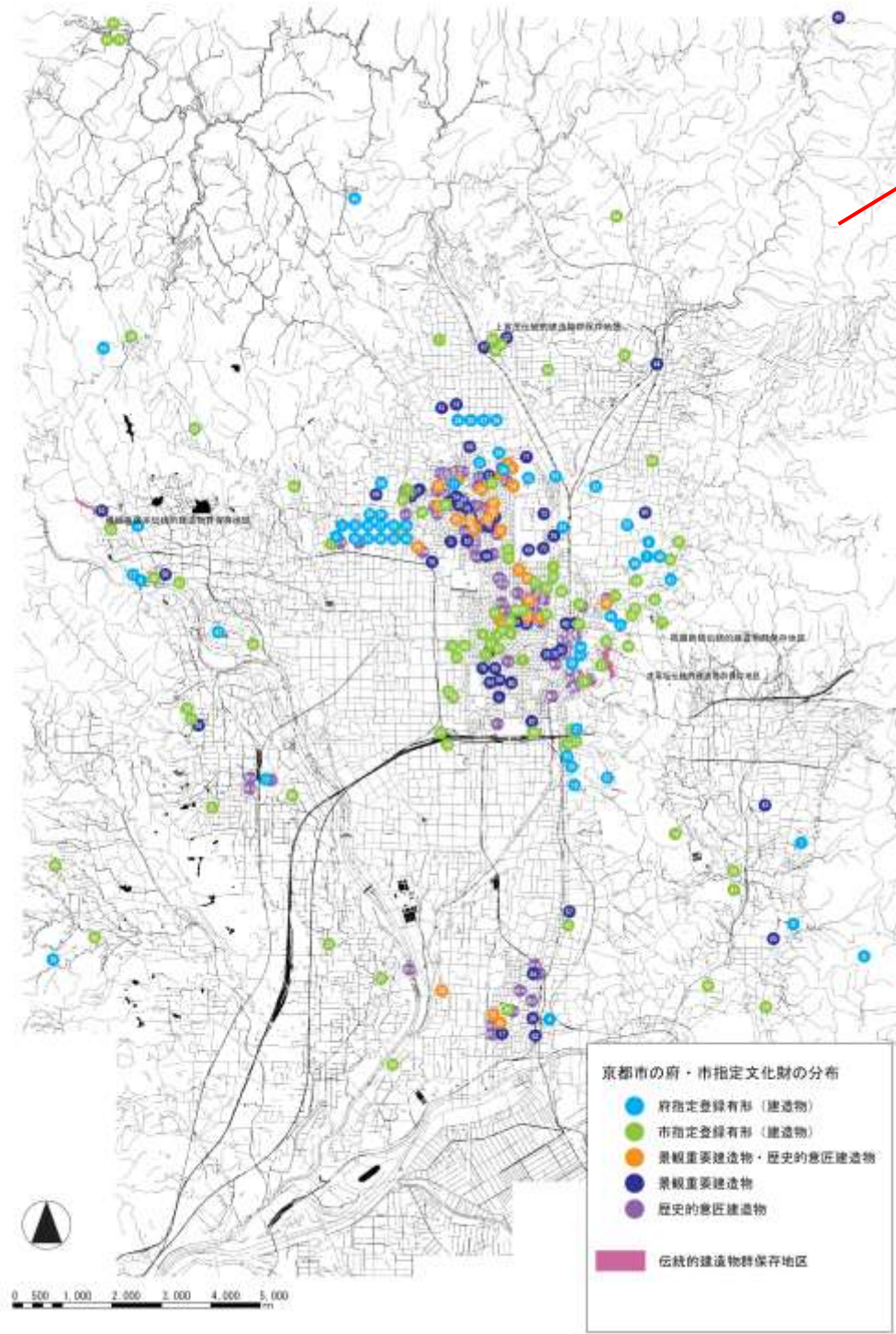
この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物)349件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国の登録有形文化財(建造物)の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

新 (P1-39)

旧 (P1-39)



97 市指定登録有形（建造物）を追加

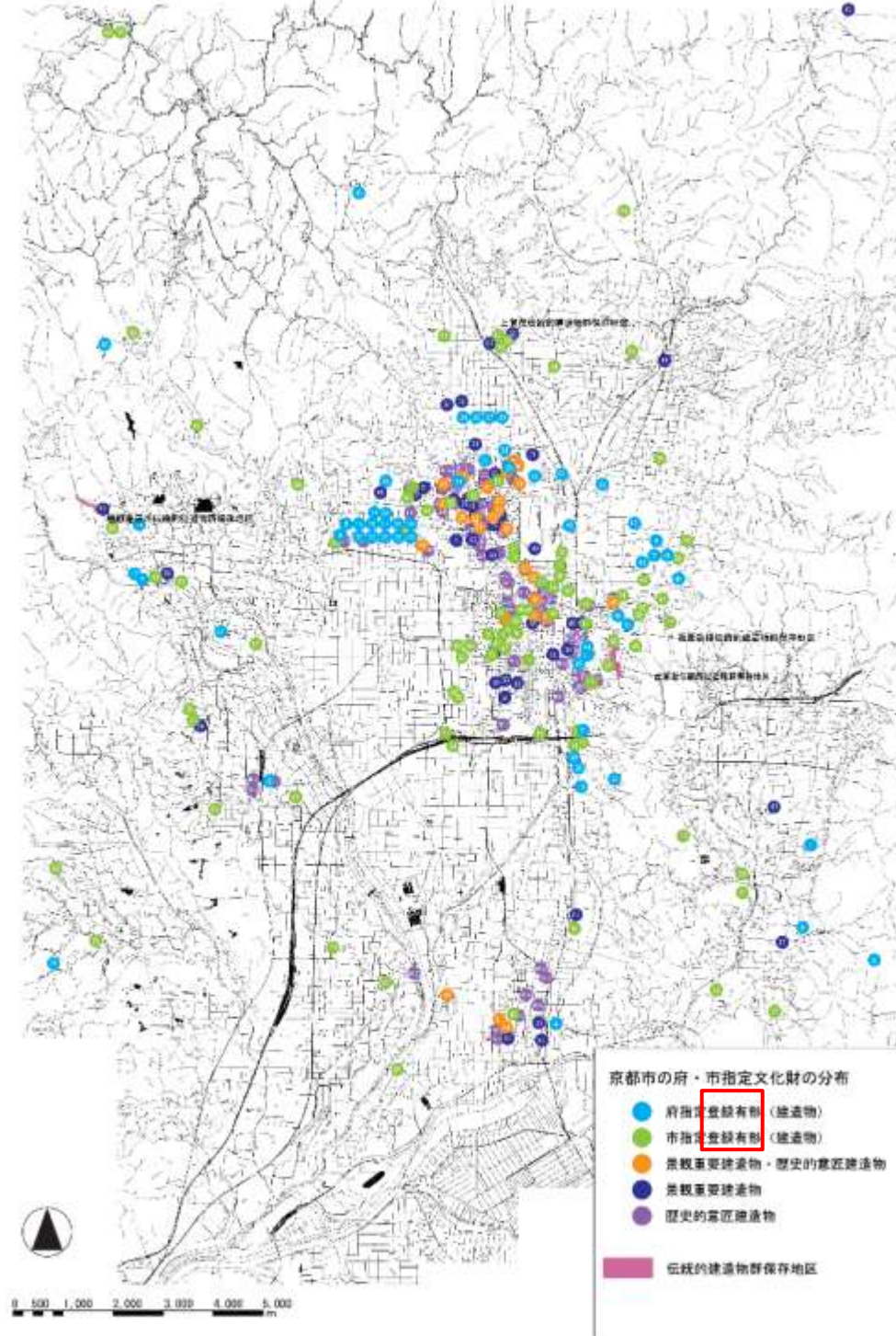
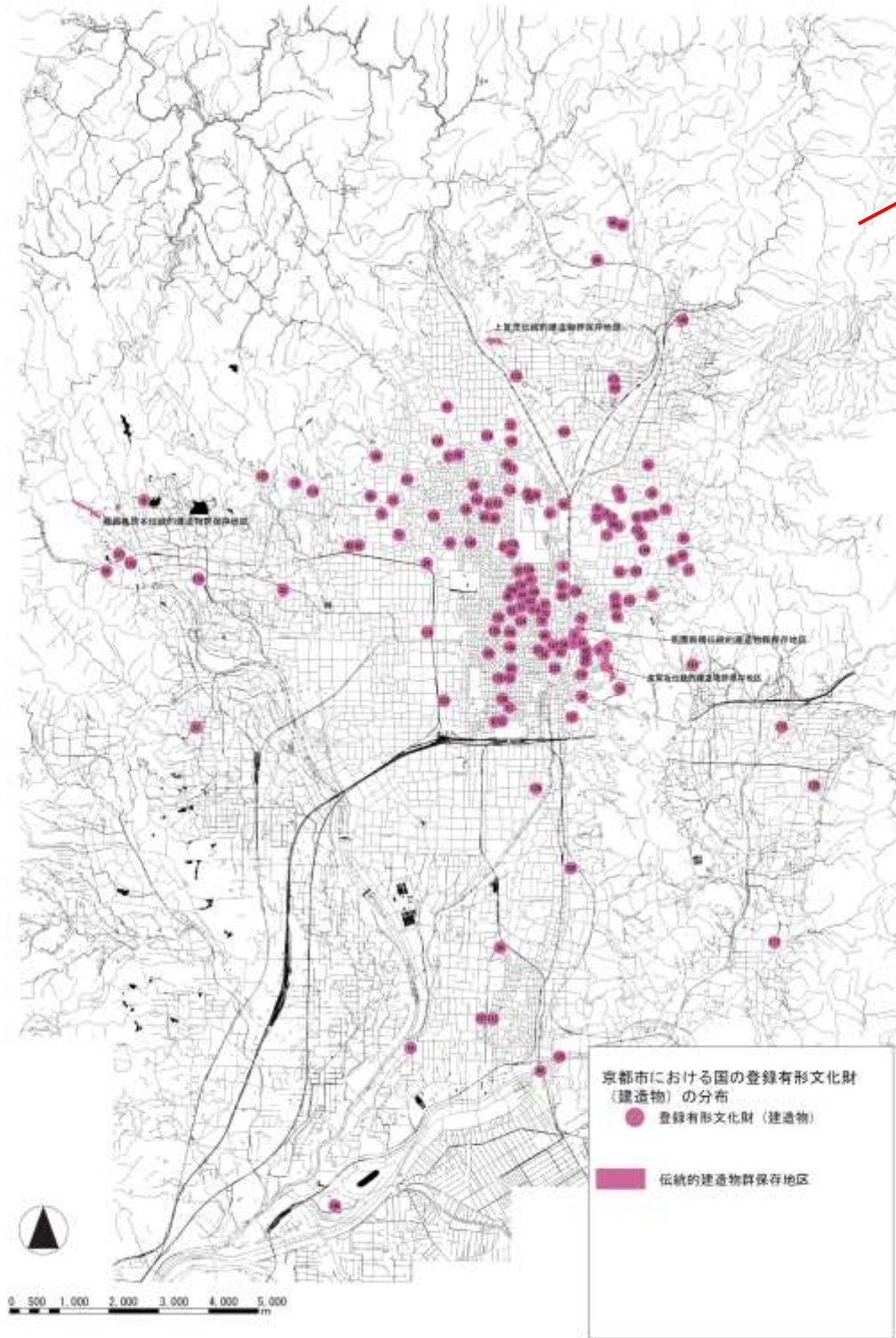


図 1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

図 1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

新 (P1-40)

旧 (P1-40)



148~155 登録有形
文化財を追加

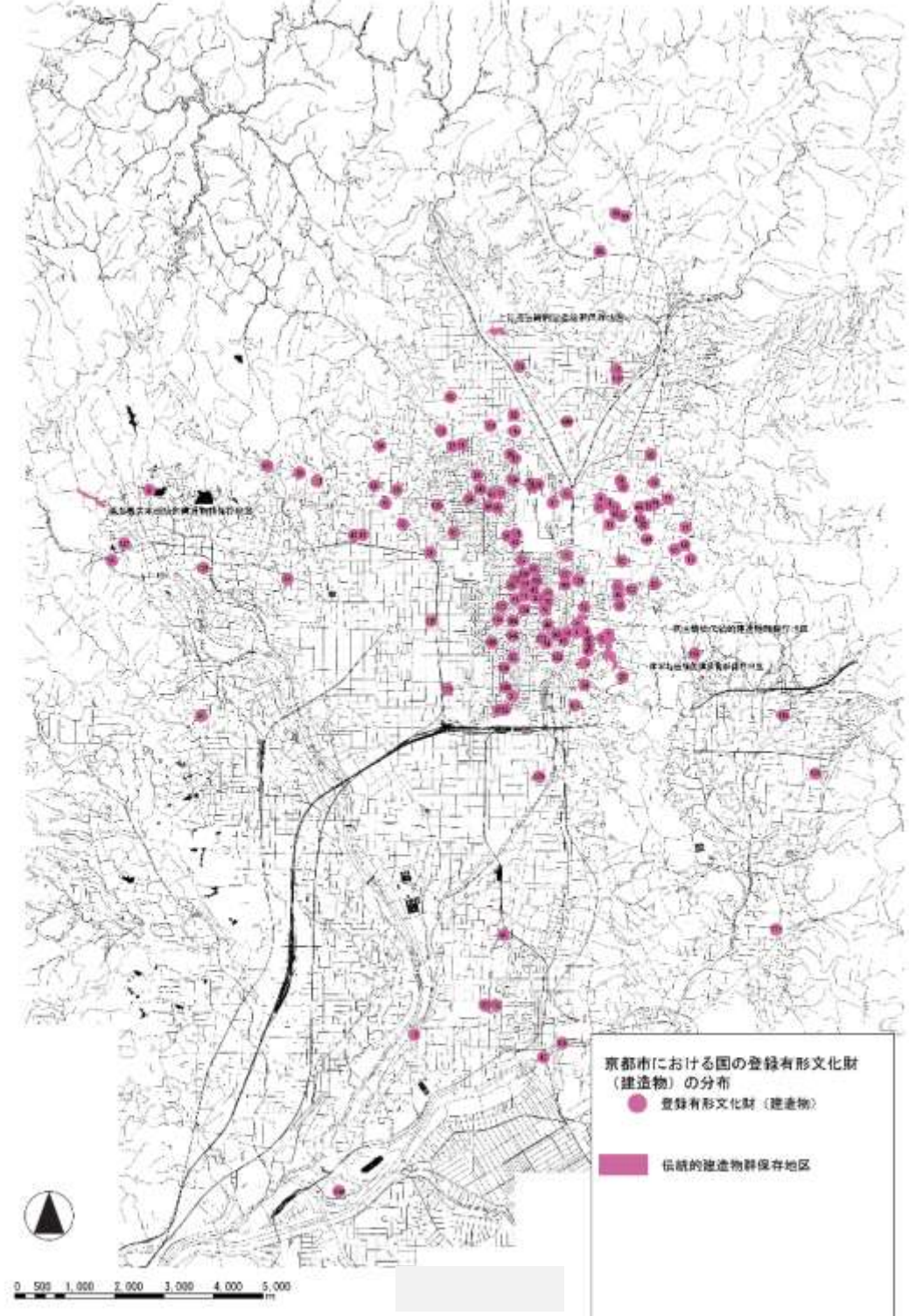


図 1-20 京都市における国の登録有形文化財 (建築物) の分布

図 1-20 京都市における国の登録有形文化財 (建築物) の分布

新 (P3-9)

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年(2007)以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成27年4月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、8地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
<small>かみのきょうこかわ</small> 上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

名称	面積 (ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京極原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
先斗町界わい景観整備地区	約 2.1
合計	約 146.6



写真 3-13 伏見南浜地区
(界わい景観整備地区)



写真 3-14 三条通地区
(界わい景観整備地区)



写真 3-15 先斗町地区
(界わい景観整備地区)

旧 (P3-9)

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年(2007)以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成27年1月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、8地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
<small>かみのきょうこかわ</small> 上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

名称	面積 (ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京極原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
先斗町界わい景観整備地区	約 2.1
合計	約 146.6



写真 3-13 伏見南浜地区
(界わい景観整備地区)



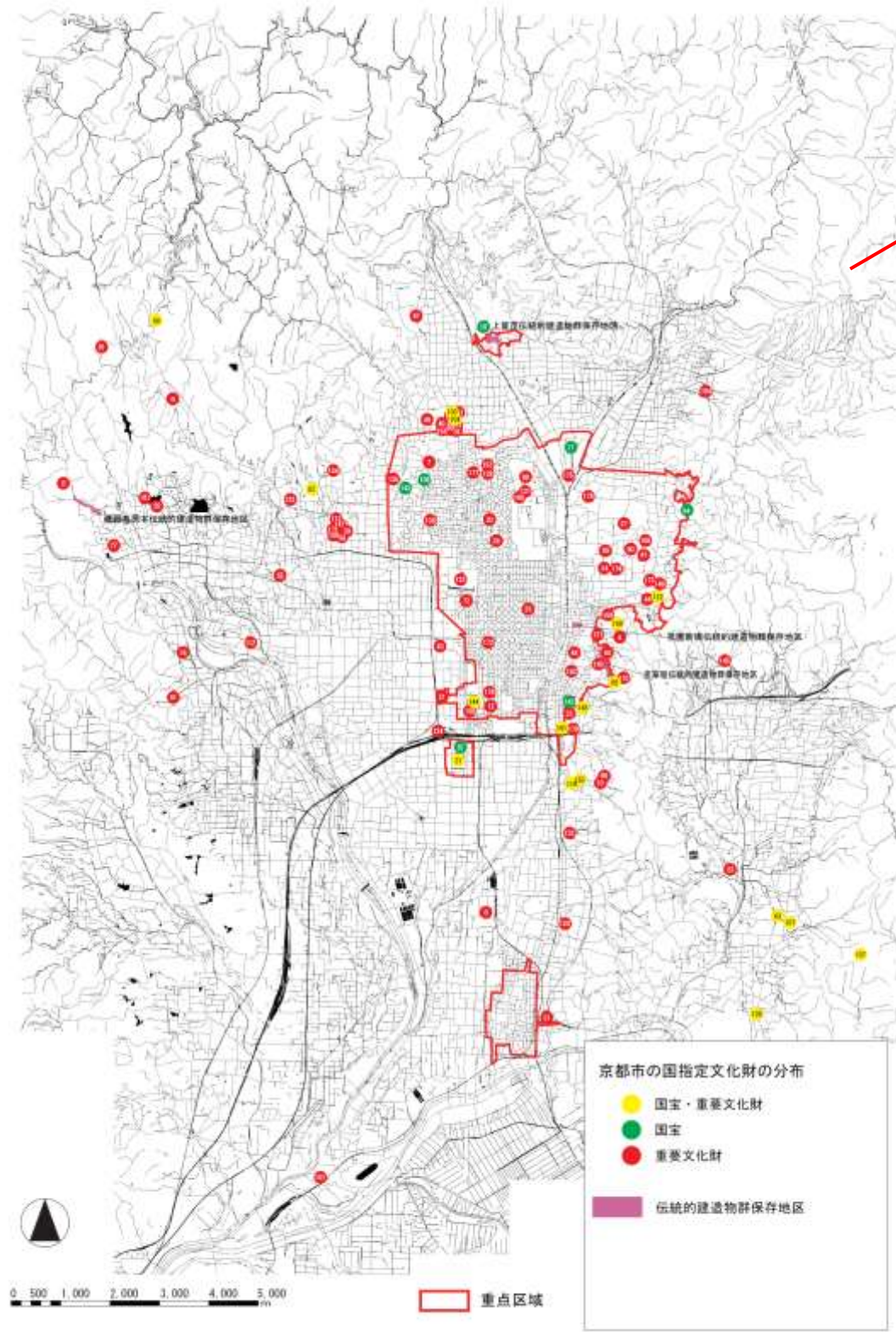
写真 3-14 三条通地区
(界わい景観整備地区)



写真 3-15 先斗町地区
(界わい景観整備地区)

新 (P4-6)

旧 (P4-6)



179 重要文化財
を追加

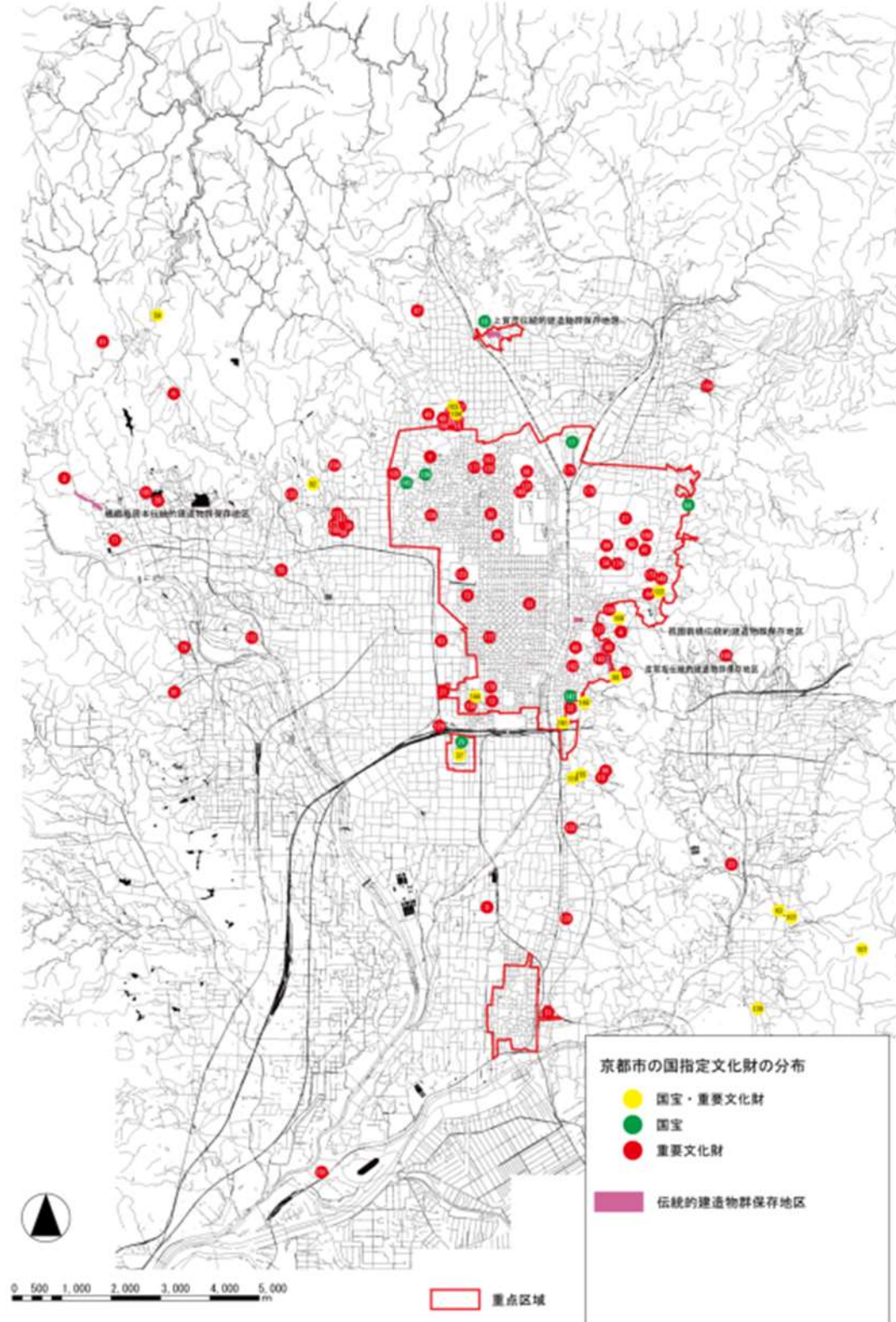


图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

新 (P4-7)

旧 (P4-7)

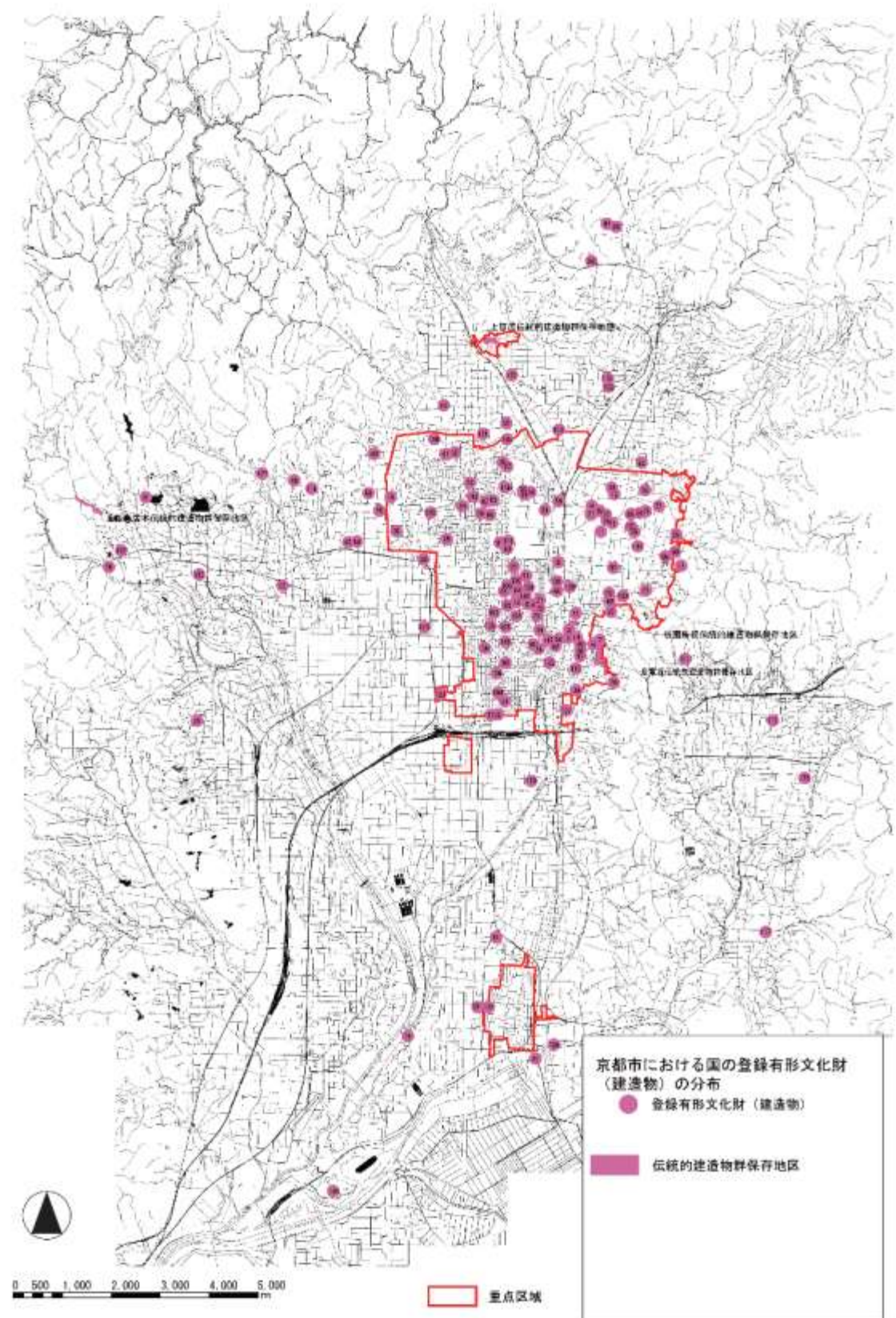
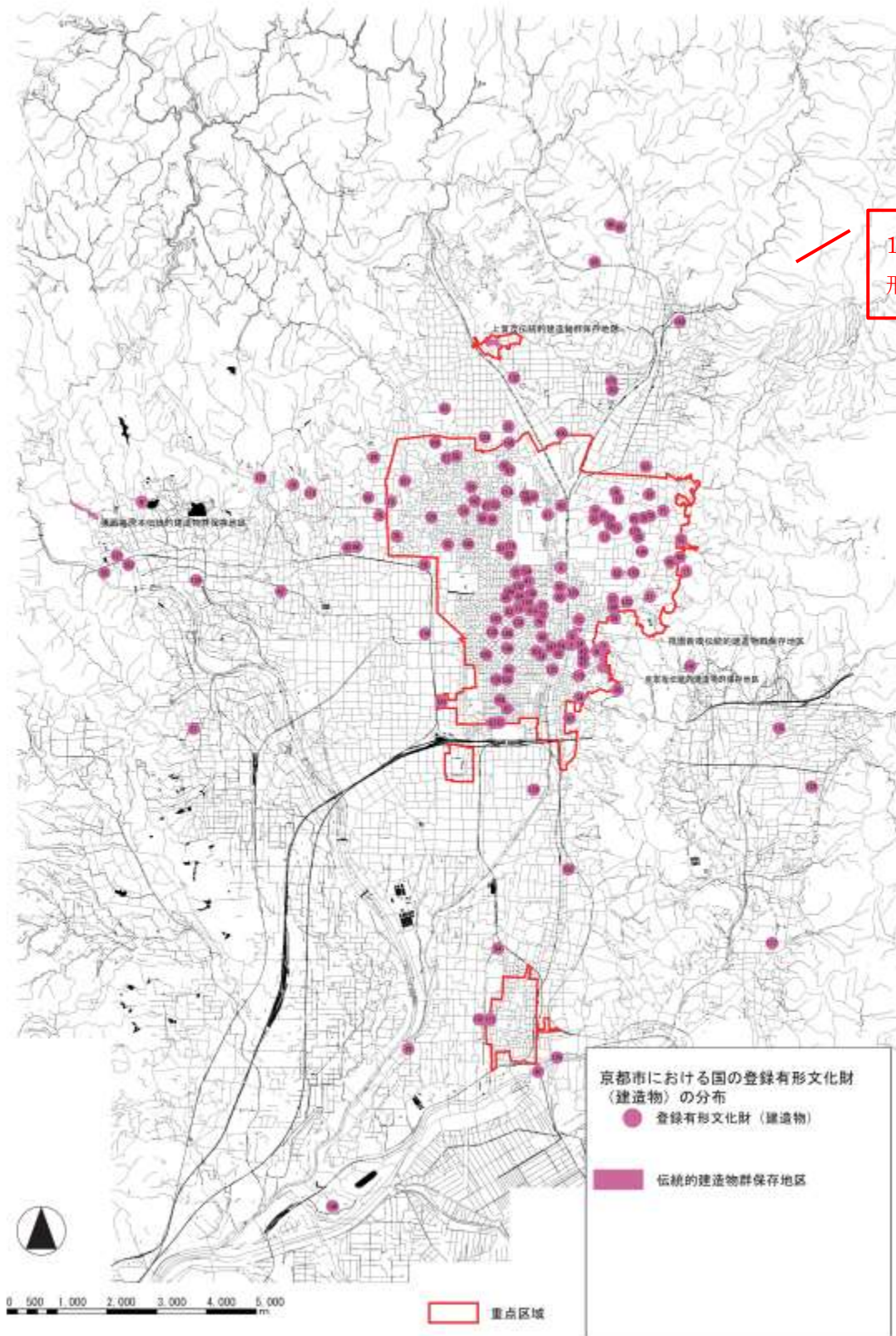


图 4-3 「国の登録有形文化財(建造物)の分布」と重点区域

图 4-3 「国の登録有形文化財(建造物)の分布」と重点区域

新 (P4-8)

旧 (P4-8)

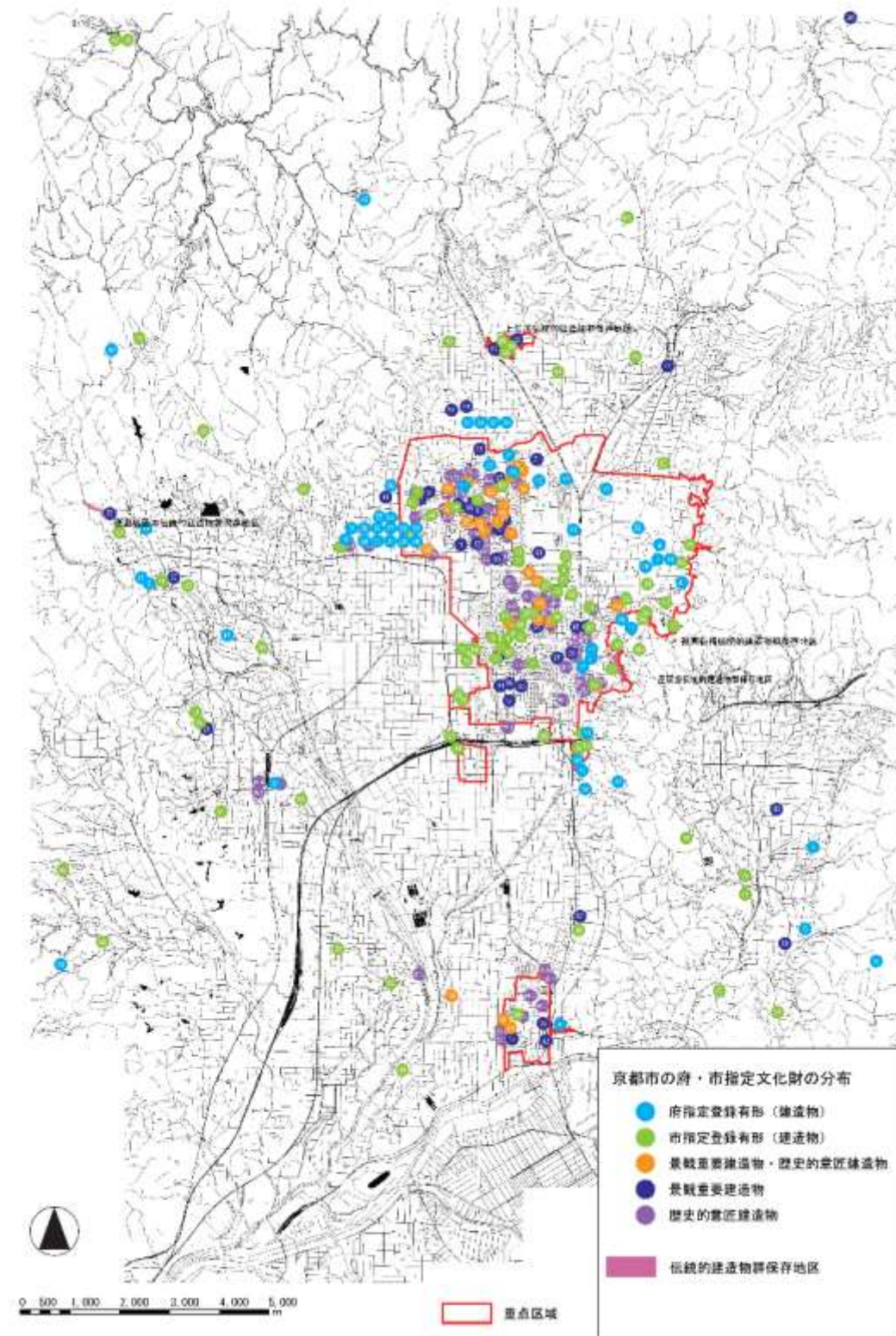
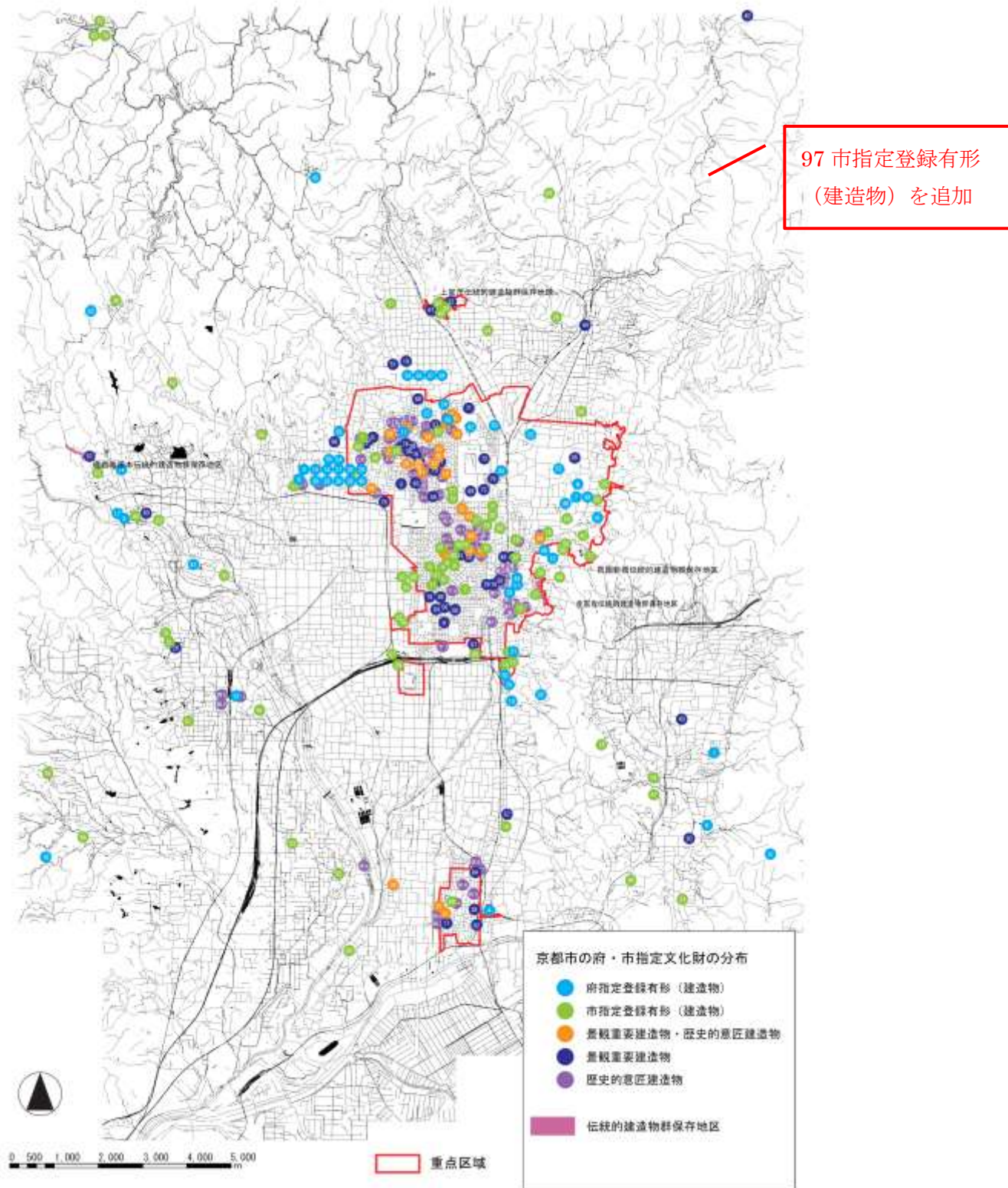


图 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

图 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新 (P4-10)

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成29年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定

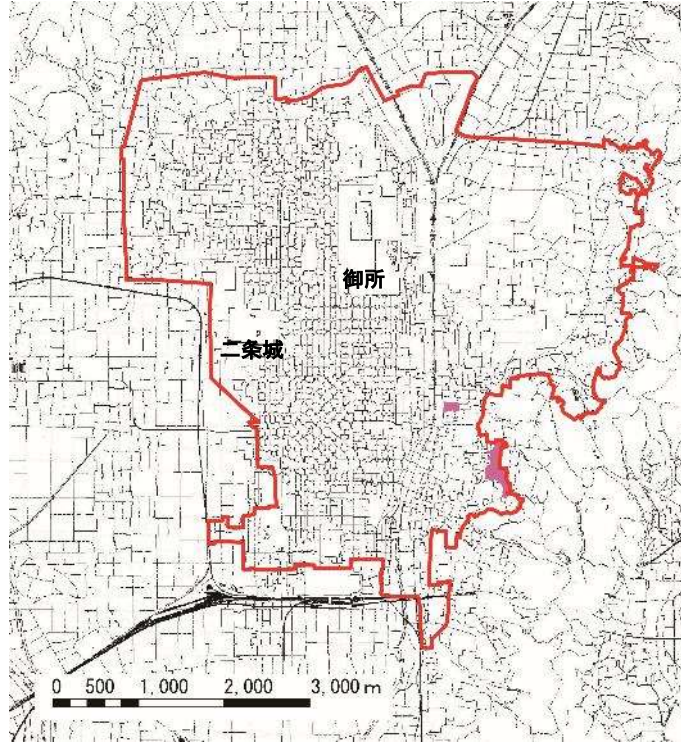


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に

旧 (P4-10)

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成28年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定

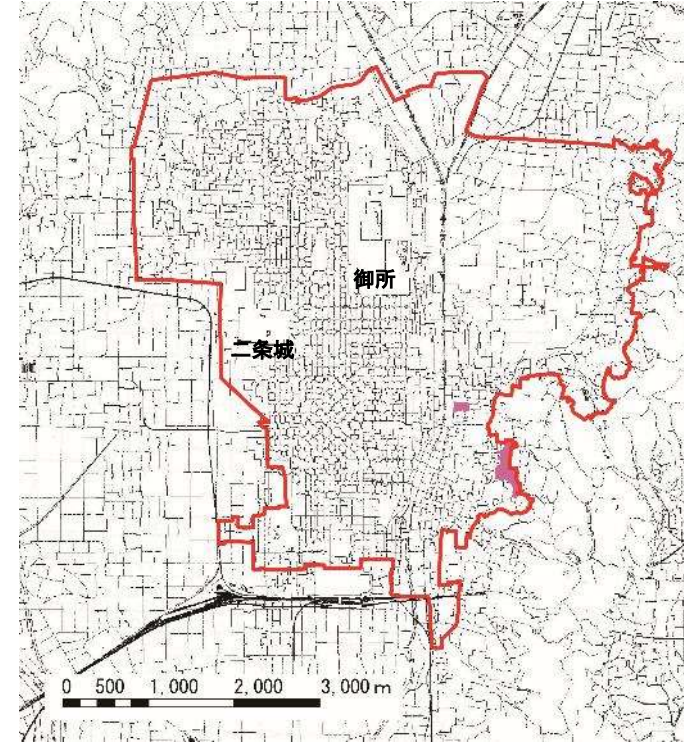


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に

新 (P4-17)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 57 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 30 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城（史跡）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

平成 16 年の文化財保護法改正で新たな文化的保護制度として加わった重要文化的景観には、「京都岡崎の文化的景観」が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>209</u> 件	<u>57</u> 件
記念物	95 件	30 件
重要有形民俗文化財	4 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区
<u>重要文化的景観</u>	<u>1</u> 件	<u>1</u> 件

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月 25 日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8 棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(1) 二条城

27.4ha の全域が史跡指定され、城内には 28 棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、

旧 (P4-17)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 56 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 30 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>208</u> 件	56 件
記念物	95 件	30 件
重要有形民俗文化財	4 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月 25 日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8 棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(1) 二条城

27.4ha の全域が史跡指定され、城内には 28 棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、

新 (P4-19)

257件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築64件、近代和風建築101件、社寺39件、町家53件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定15件、登録4件がある。種別は近世社寺建築17件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定30件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、指定19件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	<u>367</u> 件	<u>257</u> 件
府指定有形文化財（建造物）	49件	15件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	<u>69</u> 件	<u>30</u> 件
市登録有形文化財（建造物）	25件	10件
市指定記念物	<u>72</u> 件	19件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	7件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物66件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく

歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、かみのきょうこかわ上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

旧 (P4-18, 19)

226件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築89件、社寺39件、町家48件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定14件、登録4件がある。種別は近世社寺建築17件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定30件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、指定18件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	<u>349</u> 件	<u>249</u> 件
府指定有形文化財（建造物）	49件	15件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	<u>68</u> 件	<u>29</u> 件
市登録有形文化財（建造物）	25件	10件
市指定記念物	<u>71</u> 件	19件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	7件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物55件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく

歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、かみのきょうこかわ上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

新 (P4-20)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	87件	66件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事

旧 (P4-20)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	77件	58件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事

新 (P4-24)

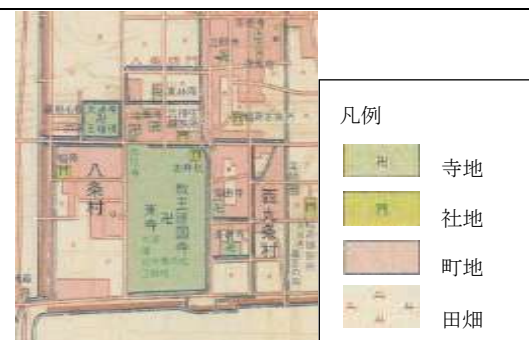


図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)



図 4-14 大正4年(1915)の東寺地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物 14 件が重要文化財に指定されている。また、記念物 1 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	209件	14件
記念物	95件	1件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のまま、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

旧 (P4-24)

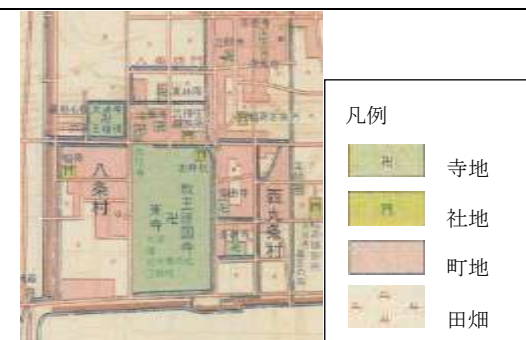


図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)



図 4-14 大正4年(1915)の東寺地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物 14 件が重要文化財に指定されている。また、記念物 1 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	208件	14件
記念物	95件	1件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のまま、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

新 (P4-29)



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	学校
	田畑

図 4-18 大正 4 年（1915）の伏見地区周辺（『京都の歴史 8 古都の近代』）

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>209</u> 件	2 件

当地区内の国指定文化財（建造物）は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

旧 (P4-29)



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	学校
	田畑

図 4-18 大正 4 年（1915）の伏見地区周辺（『京都の歴史 8 古都の近代』）

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>208</u> 件	2 件

当地区内の国指定文化財（建造物）は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

新 (P4-30)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	367件	8件
府指定有形文化財（建造物）	49件	1件
市指定有形文化財（建造物）	69件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物6件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	87件	6件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうび 上卯日	おゆみはじめ 御弓始 神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

旧 (P4-30)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	349件	8件
府指定有形文化財（建造物）	49件	1件
市指定有形文化財（建造物）	69件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物5件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	77件	5件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうび 上卯日	おゆみはじめ 御弓始 神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

新 (P4-34)



図 4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区（社家町）が選定されている。また、記念物 2 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市, 区域内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	1 地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約 63% の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく建造物の指定が 2 件、登録が 1 件ある。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定有形文化財（建造物）	69 件	2 件
市登録有形文化財（建造物）	25 件	1 件

旧 (P4-34)

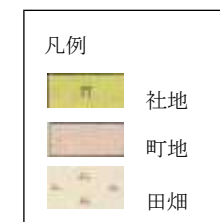


図 4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区（社家町）が選定されている。また、記念物 2 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市, 区域内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	1 地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約 63% の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく建造物の指定が 2 件、登録が 1 件ある。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定有形文化財（建造物）	68 件	2 件
市登録有形文化財（建造物）	25 件	1 件

新 (P4-35)

エ 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物1件，京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	87件	1件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭，時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

旧 (P4-35)

エ 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物1件，京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	77件	1件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭，時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

新 (P5-10)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。

歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約285.6ha(平成28年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

旧 (P5-10)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。

歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約285.6ha(平成27年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

新 (P7-1)

旧 (P7-1)

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致の維持及び向上に関する方針を実現するための方策

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備は、関係部局と連携を図り、各種計画を基に、身近に共存する文化財と、地域における営み等と一体となって、京都の歴史的風致を感じ、維持及び向上する整備を推進する。

歴史的風致維持向上施設の整備は、関係部局と連携を図り、各種計画を基に、身近に共存する文化財と、地域における営み等と一体となって、京都の歴史的風致を感じ、維持及び向上する整備を推進する。

道路や公園等の公共施設の整備は、歴史的背景を元にした復原や、歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、その公共施設の整備を効果的なものとするためにも、「まち美化推進」「歩いて楽しいまち」「自転車等駐車場の整備」等の取り組みを図る。

道路や公園等の公共施設の整備は、歴史的背景を元にした復原や、歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、その公共施設の整備を効果的なものとするためにも、「まち美化推進」「歩いて楽しいまち」「自転車等駐車場の整備」等の取り組みを図る。

(2) 実現のための方策別事業一覧

歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

歴史的建造物の保全・再生事業		所管局	章	項	号	
1	二之丸御殿他構造及び破損調査工事業・二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	文化市民局	7	3	1	ア
2	二条城東大手門保存修理事業	文化市民局	7	3	1	ア
3	旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	文化市民局	7	3	1	ア
4	岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	文化市民局	7	3	1	ア
5	名勝無鄰庵庭園の整備	文化市民局	7	3	1	ア
6	京都市指定登録文化財修理等助成事業	文化市民局	7	3	1	ア
7	伝統的建造物群保存等事業	都市計画局	7	3	1	ア
8	歴史的町並み再生事業	都市計画局	7	3	1	イ
9	歴史的町並み再生事業	都市計画局	7	3	1	ウ
10	歴史的町並み再生事業	都市計画局	7	3	1	エ
11	歴史的町並み再生事業	都市計画局	7	3	1	オ
12	歴史的町並み再生事業	都市計画局	7	3	1	カ
13	姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	都市計画局	7	3	1	ク
14	京町家耐震診断士派遣事業	都市計画局	7	3	1	ケ
15	京町家等耐震改修助成事業	都市計画局	7	3	1	ケ
16	木造住宅耐震改修計画作成助成事業	都市計画局	7	3	1	ケ
17	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	都市計画局	7	3	1	ケ
18	京町家改修助成モデル事業	都市計画局	7	3	1	コ
19	京町家活動助成モデル事業	都市計画局	7	3	1	コ

新 (P7-2)

旧 (P -)

20	京町家改修助成事業	都市計画局	7	3	1	コ
21	京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業	都市計画局	7	3	1	サ
22	京町家まちづくり調査	都市計画局	7	3	1	シ
23	大学との連携による未指定文化財庭園の調査	文化市民局	7	3	1	ス
24	京都を彩る建物や庭園制度	文化市民局	7	3	1	セ
25	空き家対策推進事業	都市計画局	7	3	1	ソ
26	歴史的景観の保全に関する検証事業	都市計画局	7	3	1	タ
27	京町家魅力発信コンテスト～ムービーからムーブメント～	都市計画局	7	3	1	チ

景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

道路修景整備事業		所管局	章	項	号	
1	道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	建設局	7	2	1	ア
2	道路修景整備事業 小川通周辺地区	建設局	7	2	1	イ
3	道路修景整備事業 三条周辺地区	建設局	7	2	1	ウ
4	道路修景整備事業 清水周辺地区	建設局	7	2	1	エ
無電柱化等事業						
1	無電柱化等事業(嵯峨釈迦堂, 仁和寺, 切通し, 清水寺, 銀閣寺, 嵯峨鳥居本, 渡月橋南詰, 嵯峨天龍寺, 先斗町)	建設局	7	2	2	ア
2	無電柱化事業(国直轄事業)	建設局	7	2	2	イ
間伐材を利用した道路付属物の整備事業						
1	横断防止柵等への間伐材活用事業	建設局	7	2	3	-
京(みやこ)のみちデザイン指針の策定						
1	京(みやこ)のみちデザイン指針の策定	建設局	7	2	4	-
観光案内標識の充実整備						
1	名所説明立札等充実整備	産業観光局	7	2	5	ア
2	観光案内標識アップグレード推進事業	産業観光局	7	2	5	ア
3	ぐるり界わい・観光案内標識のネットワーク化	産業観光局	7	2	5	イ
4	観光案内標識等のネットワーク化の推進(東山区)	東山区	7	2	5	ウ
5	「まちかどまっぷ」の整備事業	建設局	7	2	5	エ
御蔭橋改修事業						
1	御蔭橋改修事業	建設局	7	2	7	-
文化財とその周辺を守る防災水利整備事業						
1	文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	消防局	7	2	8	-
都市公園事業						

新 (P7-3)

旧 (P -)

1	都市公園事業【淀城跡公園】	建設局	7	2	9	-
2	都市公園事業【円山公園】・名勝円山公園再整備(修復)事業、 名勝円山公園再整備事業	建設局	7	2	9	-
自然・歴史的景観の保全						
1	歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業・歴史的風土特別 保存地区内の施設整備事業・歴史的風土特別保存地区内買入 地の維持管理	都市計画局	7	3	2	-
2	三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成	都市計画局	7	3	2	-
3	伝統的建造物群保存等事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	ア
4	歴史的町並み再生事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	イ
5	歴史的町並み再生事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	ウ
6	歴史的町並み再生事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	エ
7	歴史的町並み再生事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	オ
8	歴史的町並み再生事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	カ
9	姉小路界わい地区街なみ環境整備事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	ク
10	歴史的景観の保全に関する検証事業(再掲)	都市計画局	7	3	1	ク
良好な景観の誘導						
1	屋外広告物適正化推進事業・広告景観づくりデザイン助成事 業・屋外広告物の簡易除却	都市計画局	7	3	3	-

地域で取り組むまちづくりの推進

まちの活性化，魅力の発信事業		所管局	章	項	号	
1	職住共存地区整備推進事業	都市計画局	7	3	1	カ
2	まちづくりに係る調査・企画・支援事業	都市計画局	7	3	1	ク
3	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	総合企画局	7	3	1	ク

豊かな自然を守り育てる取組の推進

自然・歴史的景観の保全		所管局	章	項	号	
1	歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業・歴史的風土特別 保存地区内の施設整備事業・歴史的風土特別保存地区内買入 地の維持管理(再掲)	都市計画局	7	3	2	-
2	三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成(再掲)	都市計画局	7	3	2	-
「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業						
1	「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	環境政策局	7	3	7	-

新 (P7-4)

旧 (P -)

歩くまち・京都の取組の推進						
交通環境・駐車場等整備		所管局	章	項	号	
1	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	都市計画局	7	2	6	ア
2	新・駐車場整備計画の策定	都市計画局	7	2	6	イ
3	観光地等交通対策	都市計画局	7	2	6	ウ
4	都心部放置自転車等対策アクションプログラム	建設局	7	2	6	エ

文化の保存・継承・発展・発信						
まちの活性化、魅力の発信事業		所管局	章	項	号	
1	「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度	文化市民局	7	3	4	ア
2	職住共存地区整備推進事業(再掲)	都市計画局	7	3	4	イ
3	まちづくりに係る調査・企画・支援事業(再掲)	都市計画局	7	3	4	イ
4	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(再掲)	総合企画局	7	3	4	ウ
5	京都会館再整備	文化市民局	7	3	4	ウ
6	京都市動物園再整備事業	文化市民局	7	3	4	ウ
7	左京区岡崎における神宮道と公園の再整備事業	建設局・総合企画局	7	3	4	ウ
8	京都市美術館再整備事業	文化市民局	7	3	4	ウ
9	ニューツーリズム創出事業	産業観光局	7	3	4	エ
10	東山わがまち「地域資源」マップ(仮称)の作成	東山区	7	3	4	オ
11	下京区内全域スタンプラリー	下京区	7	3	4	カ
12	京都・花灯路	産業観光局	7	3	4	キ
13	保勝会事業補助	産業観光局	7	3	4	ク
文化財・伝統文化等の保全・活性化事業						
1	五感で感じる和の文化事業	文化市民局	7	3	5	イ
2	京都文化祭典	文化市民局	7	3	5	イ
3	市民狂言会	文化市民局	7	3	5	イ
4	京都薪能	文化市民局	7	3	5	イ
5	花街の伝統芸能保存育成事業	産業観光局	7	3	5	イ
6	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業、時代祭活性化助成事業	産業観光局	7	3	5	イ
7	伝統文化体験総合推進事業	教育委員会	7	3	5	イ

新 (P7-5)

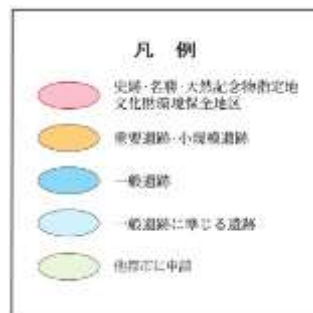
旧 (P7-1)

8	<u>上京区の伝統文化をまるごと体験！！</u> <u>～ちびっ子豆博士の育成～</u>	上京区	7	3	5	イ
9	<u>東山区民ふれあい文化財鑑賞会</u>	東山区	7	3	5	イ
世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信						
1	<u>世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の</u> <u>拡大</u>	総合企画局	7	3	6	-

伝統的な産業や農林業の活性化の推進

文化財・伝統文化等の保全・活性化事業		所管局	章	項	号	
1	<u>京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後</u> <u>継者育成制度・京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度</u>	産業観光局	7	3	5	ア
2	<u>「伝統産業の日」関連事業</u>	産業観光局	7	3	5	ア
3	<u>京都伝統産業ふれあい館の運営</u>	産業観光局	7	3	5	ア
4	<u>京もの一家に一品推進事業、伝統的工芸品月間国民会議全国大</u> <u>会</u>	産業観光局	7	3	5	ア
5	<u>京もの国内市場開拓事業</u>	産業観光局	7	3	5	ア
6	<u>京もの海外市場開拓事業</u>	産業観光局	7	3	5	ア
7	<u>京の『匠』ふれあい事業</u>	産業観光局	7	3	5	ア
8	<u>京ものきらめきチャレンジ事業</u>	産業観光局	7	3	5	ア
9	<u>和装産業活性化戦略プランの推進</u>	産業観光局	7	3	5	ア
10	<u>北区伝統ブランドいきいき発信事業</u>	北区	7	3	5	ア

新 (P7-10)



ウ 三条地区周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 三条周辺地区	H23～ <u>H32</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 中京区石橋町～中京区橋東詰町地内

(事業内容)

近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通及び祇園祭の鉾が通行する新町通並びに室町通の約2,870m区間において、道路修景整備及び一部無電柱化を行う。

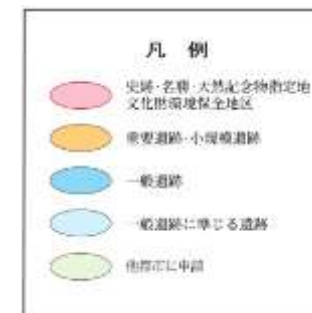
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置している区域で、その一部は三条通界わい景観整備地区に指定されている。近代の歴史的な建造物と京町家とが交じり合う独特な風情を



写真7-3 三条周辺地区

旧 (P7-5)



ウ 三条地区周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 三条周辺地区	H23～ <u>H28</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 中京区石橋町～中京区橋東詰町地内

(事業内容)

近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通及び祇園祭の鉾が通行する新町通並びに室町通の約2,870m区間において、道路修景整備及び一部無電柱化を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置している区域で、その一部は三条通界わい景観整備地区に指定されている。近代の歴史的な建造物と京町家とが交じり合う独特な風情を



写真7-3 三条周辺地区

新 (P7-12)

工 ^{きよみず} 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～ <u>H32</u>	H23・H26～ <u>H32</u> 市単独事業, H24 地域自主戦略交付金 (内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

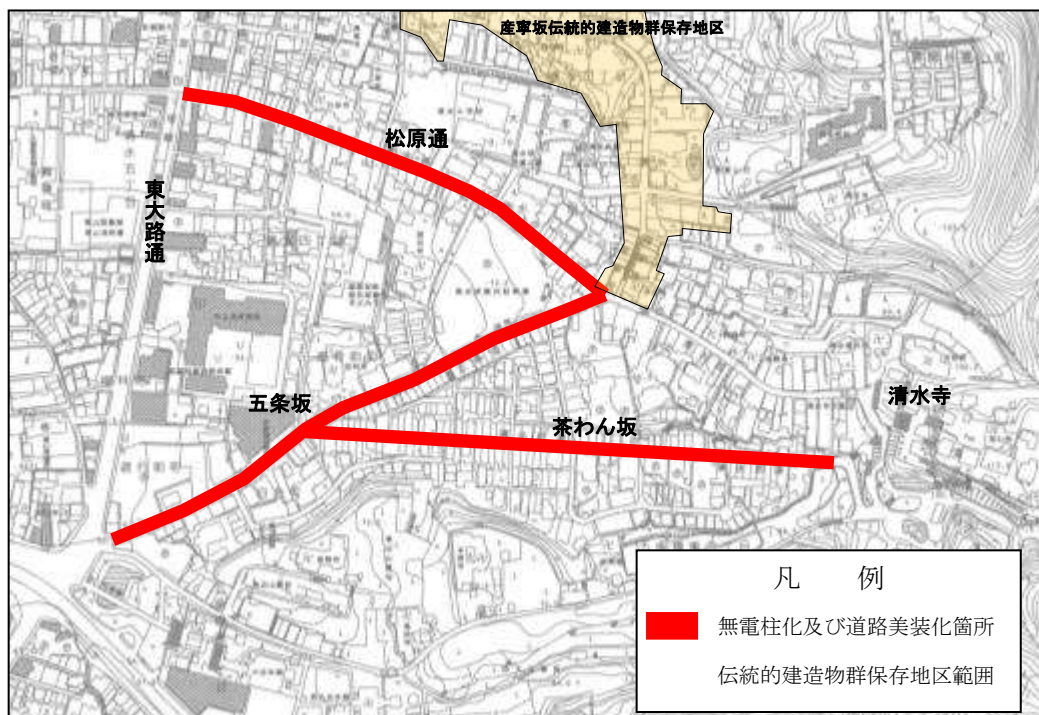
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。



写真 7-4 清水周辺地区

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



旧 (P7-7)

工 ^{きよみず} 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～ <u>H28</u>	H23・H26～ <u>H28</u> 市単独事業, H24 地域自主戦略交付金 (内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

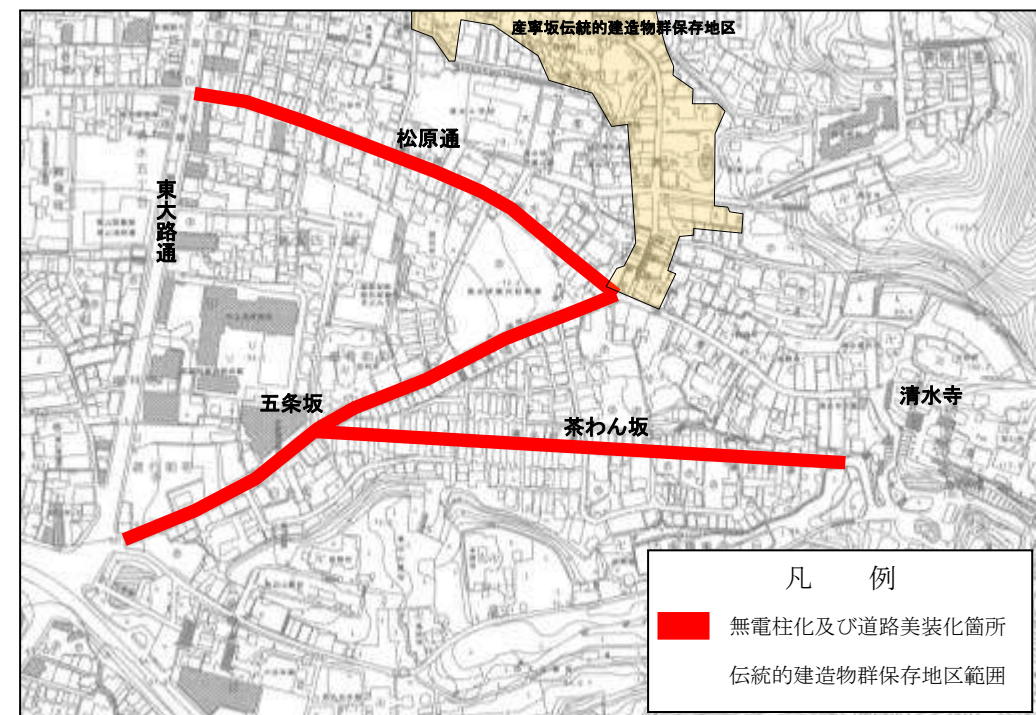
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。



写真 7-4 清水周辺地区

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



新 (P7-18)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
名所説明立札等充実整備	S30年代～	市単独事業 H16 は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化 H28～京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金を一部充当

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業 梅小路周辺エリア:H24 社会資本整備総合交付金事業(国土交通省)

旧 (P7-13)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
名所説明立札等充実整備	S30年代～	市単独事業 H16 は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業 梅小路周辺エリア:H24 社会資本整備総合交付金事業(国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体

新 (P7-22)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道路整備臨時交付金補助事業（国土交通省）、H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）H24 地域自主戦略交付金（内閣府） H25～H28 防災・安全交付金（ <u>街路事業</u> ）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」

（事業内容）

【都心部（歴史的都心地区）における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。



写真 7-6 歩いて楽しいまちなか戦略

平成19年10月には、歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化などを内容とする社会実験を実施した。

平成20年度以降、四条通や河原町通など、通り別や物流に関するワーキンググループを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちかど駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区（「京なか」）にお



旧 (P7-17)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道路整備臨時交付金補助事業（国土交通省）、H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）H24 地域自主戦略交付金（内閣府） H25～ <u>社会資本整備総合交付金</u> （ <u>防災・安全交付金</u> ）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」

（事業内容）

【都心部（歴史的都心地区）における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。



写真 7-6 歩いて楽しいまちなか戦略

平成19年10月には、歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化などを内容とする社会実験を実施した。

平成20年度以降、四条通や河原町通など、通り別や物流に関するワーキンググループを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちかど駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区（「京なか」）にお



新 (P7-30)

(9) 都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
都市公園事業【淀城跡公園】	～	

(事業主体) 京都市

(事業区域) 淀城跡公園



位置図



写真 7-11-1 淀城跡公園 1



写真 7-11-2 淀城跡公園 2

(事業内容)

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

今後、基本設計等の整備計画の策定を予定している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

更には、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。

旧 (P7-25)

(9) 都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
都市公園事業【淀城跡公園】	～H32	都市公園事業の活用を検討

(事業主体) 京都市

(事業区域) 淀城跡公園



位置図



写真 7-11-1 淀城跡公園 1



写真 7-11-2 淀城跡公園 2

(事業内容)

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

平成 25 年度に基本設計等の整備計画の策定を予定している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

更には、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。

新 (P7-31)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
名勝円山公園再整備 (修復) 事業	H28～	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 (文化庁)
名勝円山公園再整備事業	H28～	社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 円山公園



位置図

(事業内容)

明治19年(1886)に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎える。同公園は昭和6年(1931)に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成32年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成28年度より測量設計、再整備(修復)工事を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備(修復)することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。



写真 7-12-1 円山公園 1



写真 7-12-2 円山公園 2

旧 (P7-26)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
名勝円山公園再整備 (修復) 事業	H28～ <u>H32</u>	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 (文化庁)
名勝円山公園再整備事業	H28～ <u>H32</u>	社会資本整備総合交付金 (都市公園・緑地等事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 円山公園



位置図

(事業内容)

明治19年(1886)に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎える。同公園は昭和6年(1931)に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成32年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成30年度の完成に向けて平成28年度より測量設計、再整備(修復)工事を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備(修復)することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。



写真 7-12-1 円山公園 1



写真 7-12-2 円山公園 2

新 (P7-32, 33)

旧 (P7-27, 28)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H29	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 旧三井家下鴨別邸
(事業内容)



写真 7-13-2 旧三井家下鴨別邸

京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄関棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施した。一連の整備が完了したため、平成28年10月より一般公開を行っている。引き続き、平成29年度に防災設備事業 (貯水槽、消火栓、放水銃等の設置) を実施する予定である。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧三井家下鴨別邸 (重要文化財建造物) は下鴨・^{ただす} 糺の森の三井家ゆかりの地に大正14年 (1925) に建築された別邸で、下鴨神社周辺に形成された良好な住宅群とともに地域の歴史的風致の形成に重要な存在である。その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅 (主屋、附属屋他)
(事業内容)



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理 (平成21～22年度)、便所・表門、中門等の解体修理 (平成21～23年度) を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は、岩倉地区の文化、観光の資源の核となっている。よってその修理事業は、京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに、岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H28	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 旧三井家下鴨別邸
(事業内容)



写真 7-13-2 旧三井家下鴨別邸

京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄関棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施する。一連の整備が完了した後に施設の一般公開を行う予定である。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧三井家下鴨別邸 (重要文化財建造物) は下鴨・^{ただす} 糺の森の三井家ゆかりの地に大正14年 (1925) に建築された別邸で、下鴨神社周辺に形成された良好な住宅群とともに地域の歴史的風致の形成に重要な存在である。その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅 (主屋、附属屋他)
(事業内容)



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理 (平成21～22年度)、便所・表門、中門等の解体修理 (平成21～23年度) を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は、岩倉地区の文化、観光の資源の核となっている。よってその修理事業は、京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに、岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-39)

要な費用の一部の助成を行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的意匠建造物は、市内に **107** 件指定しており、重点区域内には合計 **94** 件指定している。歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

オ 景観法に基づく修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業
	H21～H22	景観形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体) 所有者(間接)
(事業区域) 景観計画区域内
(事業内容)

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

景観重要建造物は、景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を指定するものである。景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。

カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国交省補助事業)
	H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体): 所有者等(間接)
(事業区域): 重点区域内
(事業内容)

第8章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の

旧 (P7-34)

要な費用の一部の助成を行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的意匠建造物は、市内に **108** 件指定しており、重点区域内には合計 **95** 件指定している。歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

オ 景観法に基づく修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業
	H21～H22	景観形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体) 所有者(間接)
(事業区域) 景観計画区域内
(事業内容)

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

景観重要建造物は、景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を指定するものである。景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。

カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国交省補助事業)
	H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体): 所有者等(間接)
(事業区域): 重点区域内
(事業内容)

第8章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の

新 (P7-50)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業/提案事業) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H26～防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) <u>京都府木造住宅耐震改修等事業費補助</u>

(事業主体) 京町家等の居住者, 居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため, 地震に対して安全でないと診断された京町家等, 景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で, 耐震改修を行う方に対し, その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅 (京町家等を含む。以下同じ) の耐震化を促進するため, 地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し, 一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成, 設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金 (効果促進事業)

旧 (P7-45)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業/提案事業) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H26～防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) <u>京都府木造住宅耐震改修事業</u>

(事業主体) 京町家等の居住者, 居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため, 地震に対して安全でないと診断された京町家等, 景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で, 耐震改修を行う方に対し, その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅 (京町家等を含む。以下同じ) の耐震化を促進するため, 地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し, 一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成, 設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金 (効果促進事業)

新 (P7-51)

	(京都府)
	京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し, 木造住宅(京町家等を含む。)の所有者等に対し, メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18~H22	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23~	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施 ※平成24年4月から公益財団法人に移行

(事業主体) 所有者等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが, 篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し, 京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。



○ 京町家改修助成モデル事業

景観形成に寄与し, 文化発信, まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。

○ 京町家活動助成モデル事業

京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 京町家改修助成事業

第一段階としての先行的モデル事業を終了し, 今後は安定・継続的な事業の実施期として, 地域まちづくりとの関係性が深く, 改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので, 現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。

○ 寄付促進のための取組

旧 (P7-46)

	(京都府)
	京都府木造住宅耐震改修事業

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し, 木造住宅(京町家等を含む。)の所有者等に対し, メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18~H22	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23~	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施 ※平成24年4月から公益財団法人に移行

(事業主体) 所有者等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが, 篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し, 京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。



○ 京町家改修助成モデル事業

景観形成に寄与し, 文化発信, まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。

○ 京町家活動助成モデル事業

京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 京町家改修助成事業

第一段階としての先行的モデル事業を終了し, 今後は安定・継続的な事業の実施期として, 地域まちづくりとの関係性が深く, 改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので, 現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。

○ 寄付促進のための取組

新 (P7-52)

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的なPR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町並み景観の保全を図り、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

サ 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業	H27～	H27 住民参加型まちづくりファンド支援業務【クラウドファンディング活用型】 H28～公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが実施

(事業主体) 所有者等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

事業者と投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から小額ずつ資金を集める「クラウドファンディング」の仕組みを活用した京町家の改修を推進することにより、京町家の保全・活用を促進する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

寄付ではなく投資を募ることで、事業者と出資者の京町家の保全・活用に対する機運を向上させるとともに、京町家に対する改修助成を行うことで、京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、それらを活かしたまちづくりが推進される。

シ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家まちづくり調査	H20～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市、(財)京都市景観・まちづくりセンター、立命館大学

旧 (P7-47)

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的なPR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町並み景観の保全を図り、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

サ 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業	H27～	<u>住民参加型まちづくりファンド支援業務【クラウドファンディング活用型】</u>

(事業主体) 所有者等

(事業区域) 京都市全域

(事業内容)

事業者と投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から小額ずつ資金を集める「クラウドファンディング」の仕組みを活用した京町家の改修を推進することにより、京町家の保全・活用を促進する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

寄付ではなく投資を募ることで、事業者と出資者の京町家の保全・再生に対する機運を向上させるとともに、京町家に対する改修助成を行うことで、京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、それらを活かしたまちづくりが推進される。

シ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家まちづくり調査	H20～H21	市単独事業

新 (P7-53)

(事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い

(事業内容)

京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え, 現在も職住共存の暮らしの場である京町家は, 過去2回の調査結果により, 都心部等の町家が約13% (年間約2%) の割合で消失していることが判明し, その保全・活用策が課題となっている。

実効ある施策立案に反映するため, 京町家の専門家や関連団体, 市民ボランティアの協力を得て, 市域に残存する全ての京町家 (調査対象として推定5万件を推定) を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し, その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより, 年々減少する京町家の保全・活用につながり, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

ス 未指定文化財庭園の調査

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22~H24	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について, 市内の大学と連携して調査を行い, 京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを, 市指定や登録文化財等として保護していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

民家などの庭は, 歴史的建造物を構成する要素として重要であり, 規模が大きいものになると, 良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し, 必要な保護を行うことで, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

セ 京都を彩る建物や庭園制度

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都を彩る建物や庭園制度	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市

旧 (P7-48, 49)

(事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い

(事業内容)

京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え, 現在も職住共存の暮らしの場である京町家は, 過去2回の調査結果により, 都心部等の町家が約13% (年間約2%) の割合で消失していることが判明し, その保全・活用策が課題となっている。

実効ある施策立案に反映するため, 京町家の専門家や関連団体, 市民ボランティアの協力を得て, 市域に残存する全ての京町家 (調査対象として推定5万件を推定) を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し, その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより, 年々減少する京町家の保全・活用につながり, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

ス 未指定文化財庭園の調査

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22~H24	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について, 市内の大学と連携して調査を行い, 京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを, 市指定や登録文化財等として保護していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

民家などの庭は, 歴史的建造物を構成する要素として重要であり, 規模が大きいものになると, 良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し, 必要な保護を行うことで, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

セ **京都市民が残したいと思う**京都を彩る建物や庭園制度

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市民が残したいと思う 京都を彩る建物や庭園制度	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市

新 (P7-54)

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ソ 空き家対策推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
空き家対策推進事業	H26～	防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業(提案事業))

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

平成26年4月1日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

タ 歴史的景観の保全に関する検証事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的景観の保全に関する検証事業	H26～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

近年、これまで不変なものと考えられていた寺社に変化が生じるケースや寺社周辺に規制の範囲内とはいえ周辺とはスケール感が異なる建物が建設されるケース、世界遺産のバッファゾーンにおいて宅地開発計画が行われるなど、京都の貴重な資産である歴史的な景観が失われる事象が相次いでいる。

旧 (P7-49)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ソ 空き家対策推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
空き家対策推進事業	H26～	防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業(提案事業))

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

平成26年4月1日施行の「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

タ 歴史的景観の保全に関する検証事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的景観の保全に関する検証事業	H26～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

近年、これまで不変なものと考えられていた寺社に変化が生じるケースや寺社周辺に規制の範囲内とはいえ周辺とはスケール感が異なる建物が建設されるケース、世界遺産のバッファゾーンにおいて宅地開発計画が行われるなど、京都の

新 (P7-58)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
<u>広告景観づくりデザイン助成事業</u>	<u>H19～</u>	<u>市単独事業</u>
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業(委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

更に、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、京都にふさわしい和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちん」について、補助を拡充し、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができると規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

旧 (P7-53)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業 (委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができると規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単体会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働で是正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P7-64)

平成27年度に基本設計をとりまとめ、平成29年度から平成31年度まで再整備工事をを行う予定である。今後、京都市美術館の再整備事業を通じて、岡崎地区の活性化指針たる「岡崎地域活性化ビジョン」に示す「優れた都市景観・環境の将来への保全継承」、「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」、「更なる賑わいの創出」の実現を目指していく。



写真 7-24-4 美術館正面



写真 7-24-5 琵琶湖疏水

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、リニューアルオープンした京都会館や京都市動物園、神宮道と岡崎公園及び再整備を予定している京都市美術館は地域の重要な構成要素として市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館及び京都市美術館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。また、平安神宮の参道である神宮道を沿道の公園と一体的に再整備することにより、岡崎地域の風致・景観の向上が図られ、地域の歴史資産にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

エ ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ニューツーリズム創出事業	H19～H23	市単独事業

(事業主体) 各実施団体

(事業区域) 市域全体

旧 (P7-59)

平成27年度は基本設計を行っているところであり、今後、京都市美術館の再整備事業を通じて、岡崎地区の活性化指針たる「岡崎地域活性化ビジョン」に示す「優れた都市景観・環境の将来への保全継承」、「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」、「更なる賑わいの創出」の実現を目指していく。



写真 7-24-4 美術館正面



写真 7-24-5 琵琶湖疏水

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園、神宮道と岡崎公園及び京都市美術館は地域の重要な構成要素として市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館及び京都市美術館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。また、平安神宮の参道である神宮道を沿道の公園と一体的に再整備することにより、岡崎地域の風致・景観の向上が図られ、地域の歴史資産にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

エ ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ニューツーリズム創出事業	H19～H23	市単独事業

(事業主体) 各実施団体

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成19年度から平成23年度まで、観光客の「時期的な集中」「場所的な

新 (P7-74)

朝市の開催やマップ、パンフレットの作成・配布等を通じて、北区で生産されている京野菜等、身近にある「ほんまもん」の魅力を発信し、地産地消の推進、そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に、北山杉を活用した新たな建築用途、作品を募集するとともに、一般市民を対象に、これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し、これらの作品等を通じて、北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され、全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中、京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより、新たな需要開拓を図り、伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター(公益財団法人 京都市芸術文化協会)

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道、華道、伝統芸能をはじめ、それらを支える伝統文化(着物、工芸品、楽器など)を、市民や観光客が気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる機会を創出し、市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影: 大島拓也

具体的には、「触れる」、「聴く」、「薫る」、「味わう」、「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生劇場 (平成24年度までは京都創生座)

平成19年度から、国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の機能として想定している事業を先行的に試行し、センターのイメージを明らかにするための

旧 (P7-69)

朝市の開催やマップ、パンフレットの作成・配布等を通じて、北区で生産されている京野菜等、身近にある「ほんまもん」の魅力を発信し、地産地消の推進、そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に、北山杉を活用した新たな建築用途、作品を募集するとともに、一般市民を対象に、これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し、これらの作品等を通じて、北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され、全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中、京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより、新たな需要開拓を図り、伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター(公益財団法人 京都市芸術文化協会)

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道、華道、伝統芸能をはじめ、それらを支える伝統文化(着物、工芸品、楽器など)を、市民や観光客が気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる機会を創出し、市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影: 大島拓也

具体的には、「触れる」、「聴く」、「薫る」、「味わう」、「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生座

平成19年度から、国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の機能として想定している事業を先行的に試行し、センターのイメージを明らかにするための

新 (P7-75)

モデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては、「京都創生座」の公演に加え、更に幅広い角度から伝統文化の魅力も多くの人々に理解いただくため、伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施している。

平成21年度以降は、「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。なお、「京都創生座」は平成26年から「京都創生劇場」と名称を改め、開催している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道、華道、伝統芸能、伝統工芸をはじめとする和の文化は、様々な文化が重なり合い、支えあって形成され、受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に、教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが、近年のライフスタイルの変化等により、市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～ <u>H28</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

秋の約1箇月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行う。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行っていくほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかける。(なお平成23年度は第26回国民文化祭・京都2011の開催に伴いこれに集約するが、24年度以降は従来スタイルで開催する予定である。)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

旧 (P7-70)

モデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては、「京都創生座」の公演に加え、更に幅広い角度から伝統文化の魅力も多くの人々に理解いただくため、伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施している。

平成21年度以降は、「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道、華道、伝統芸能、伝統工芸をはじめとする和の文化は、様々な文化が重なり合い、支えあって形成され、受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に、教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが、近年のライフスタイルの変化等により、市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

秋の約1ヶ月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行う。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行っていくほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかける。(なお平成23年度は第26回国民文化祭・京都2011の開催に伴いこれに集約するが、24年度以降は従来スタイルで開催する予定である。)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

新 (P7-76)

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都観世会館

(事業内容)

大蔵流茂山中の協力のもと、市民の皆様にも親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(I) 京都^{たきぎのう}薪能

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、一般社団法人京都能楽会、ロームシアター京都(公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月上旬に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成22年で第63回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-71)

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都観世会館

(事業内容)

大蔵流茂山中の協力のもと、市民の皆様にも親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(I) 京都^{たきぎのう}薪能

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、京都能楽会

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月上旬に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成22年で第63回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-77)

って、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 花街の伝統伎芸保存育成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
花街の伝統 伎芸 保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) 公益財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統**伎芸**を保存・継承することを目的として設立された「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統**伎芸**保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の芸妓・舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統**伎芸**を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統**伎芸**を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ロ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○ 葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。

○ 時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭具などの整備を柱とする「時代祭活性化助成事業」を、府市協調により平成17年度を初年度とする5ヵ年計画で実施する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧 (P7-72)

って、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 花街の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
花街の伝統 芸能 保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) 公益財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統**芸能**を保存・継承することを目的として設立された「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統**芸能**保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の芸妓・舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統**芸能**を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統**芸能**を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ロ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○ 葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。

○ 時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭具などの整備を柱とする「時代祭活性化助成事業」を、府市協調により平成17年度を初年度とする5ヵ年計画で実施する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

新 (P7-79)

上京区の伝統文化をまるごと体験！！ ～ちびっ子豆博士の育成～	H21～H21	市単独事業
-----------------------------------	---------	-------

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区

(事業内容)

上京区は、平安遷都以来1200年を超える長い歴史に培われた伝統や文化が集積されたまちであり、京都はもとより日本の歴史・文化の宝庫でもある。この豊かな歴史・文化、特に伝統文化について、幼いころから触れることや体験することを通じて理解を深めるとともに地域に対する愛着心を醸成するため、「上京区の伝統文化をまるごと体験！！」講座を実施する。

上京区内の小中学生を対象に、上京の伝統文化ー茶道、能、香道、和菓子、和楽器ーについて、子供たちが実際に体験し、直接触れることやその歴史の話を聞く中で、理解や知識を深める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子供たちが、地域の伝統文化の深さを体感し、地域の伝統文化についての理解や知識を深めることで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ケ) 東山区民ふれあい文化財鑑賞会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
東山区民ふれあい文化財鑑賞会	S58～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区内の複数の寺社等を歩いて巡り、史跡や文化財を鑑賞することにより、文化に対する関心を深め、歴史と文化財の宝庫である東山区のすばらしさを再発見することを通して、交流とふれあいを深める。

事業実施に当たっては、各種市民団体の協力を得、ボランティア等によるガイド等も行う。

旧 (P7-74)

上京区の伝統文化をまるごと体験！！ ～ちびっ子豆博士の育成～	H21～H21	市単独事業
-----------------------------------	---------	-------

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区

(事業内容)

上京区は、平安遷都以来1200年を超える長い歴史に培われた伝統や文化が集積されたまちであり、京都はもとより日本の歴史・文化の宝庫でもある。この豊かな歴史・文化、特に伝統文化について、幼いころから触れることや体験することを通じて理解を深めるとともに地域に対する愛着心を醸成するため、「上京区の伝統文化をまるごと体験！！」講座を実施する。

上京区内の小中学生を対象に、上京の伝統文化ー茶道、能、香道、和菓子、和楽器ーについて、子供たちが実際に体験し、直接触れることやその歴史の話を聞く中で、理解や知識を深める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子供たちが、地域の伝統文化の深さを体感し、地域の伝統文化についての理解や知識を深めることで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ケ) 東山区民ふれあい文化財鑑賞会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
東山区民ふれあい文化財鑑賞会	S58～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区内の複数の寺院を歩いて巡り、史跡や文化財を鑑賞することにより、文化に対する関心を深め、歴史と文化財の宝庫である東山区のすばらしさを再発見することを通して、交流とふれあいを深める。

事業実施に当たっては、各種市民団体の協力を得、ボランティア等によるガイド等も行う。

新 (P7-80)



写真 7-34 東山区民ふれあい文化鑑賞会 1



写真 7-35 東山区民ふれあい文化鑑賞会 2

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

史跡や文化財が集積している東山区において、昭和58年から継続的に実施されている事業であり、市民が文化財に対する理解を深めることで、地域の文化財に対する関心や愛着を育み、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-75)



写真 7-34 東山区民ふれあい文化鑑賞会 1






写真 7-35 東山区民ふれあい文化鑑賞会 2

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

史跡や文化財が集積している東山区において、昭和58年から継続的に実施されている事業であり、市民が文化財に対する理解を深めることで、地域の文化財に対する関心や愛着を育み、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。


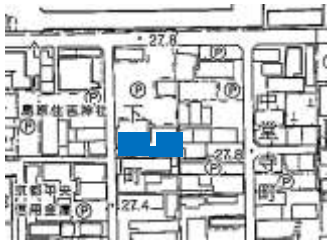
新 (P8-15)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

69	青木邸		京都市下京区 西新屋敷下之 町16番	
70	<u>西方尼寺・本光院</u>		京都市上京区 今出川通七本 松西入真盛町 745番1他	
71	<u>柗家旅館</u>		京都市中京区 麩屋町通姉小 路上る中白山 町273番他	
72	<u>柗家別館</u>		京都市中京区 御幸町通二条 下る山本町 426番他	
73	<u>塩芳軒</u>		京都市上京区 黒門通中立売 上る飛弾殿町 178番他	
74	<u>町宿栞邑</u>		京都市伏見区 京町北八丁目 82番1他	

旧 (P8-15)











歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

69	青木邸		京都市下京区 西新屋敷下之 町16番	
70	<u>四条町大船 鉾会所</u>		京都市下京区 四条町355番	
71	<u>臥月亭</u>		京都市左京区 吉田神楽岡町 8番196	
72	<u>西方尼寺・ 本光院</u>		京都市上京区 今出川通七本 松西入真盛町 745番1, 742番7	
73	<u>柗家旅館</u>		京都市中京区 麩屋町通姉小 路上る中白山 町273番他	
74	<u>柗家別館</u>		京都市中京区 御幸町二条下 る山本町42 6番, 431 番	

新 (P8-16)

旧 (P8-16)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

75	臥月亭		京都市左京区 吉田神楽岡町 8番196	
76	四条町大船 鉾会所		京都市下京区 四条町355番	
77	大野邸		京都市左京区 岡崎円勝寺町 91番21他	
78	河井寛次郎 記念館		京都市東山区 渋谷通本町東 入四丁目鐘鋳 町568番他	
79	寺田邸		京都市上京区 榎木町通堀川 西入講堂町 243番	
80	速水邸		京都市中京区 富小路通三条 上る福長町 108番他	

75	塩芳軒		京都市上京区 黒門通中立売 上る飛弾殿町 178番, 1 80番
76	大野邸		京都市左京区 岡崎円勝寺町 91番21, 91番83
77	町宿忝邑		京都市伏見区 京町北8丁目 82番1, 8 2番2

新 (P8-17)

旧 (P-)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

8 1	<u>天道神社</u>		<u>京都市下京 区仏光寺通 猪熊西入西 田町 615 番</u>
8 2	<u>山下邸</u>		<u>京都市上京 区五辻通千 本東入上る 桐木町 875 番 他</u>
8 3	<u>山中油店 米蔵他</u>		<u>京都市上京 区下立売通 智恵光院西 入下丸屋町 512 番 (一部) 他</u>
8 4	<u>熊野神社</u>		<u>京都市左京 区聖護院山 王町 43 番 3 (一部) 他</u>
8 5	<u>京都市本庁舎</u>		<u>京都市中京 区寺町通御 池上る上本 能寺前町 488 番他</u>

新 (P別表-16)

旧 (P別表-16)

	種別	名称	所在地	告示年月日
173	重要文化財	清流亭寄付	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭立礼席	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭[附 正門, 裏門]	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭(宅地)	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
174	重要文化財	平安神宮大極殿	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮東西歩廊(2棟)	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮蒼龍楼	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮白虎楼	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮應天門	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮[附龍尾壇石段及び石積, 彩色 図面]	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
175	重要文化財	旧三井家下鴨別邸主屋	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸玄関棟	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸茶室	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸(宅地)	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
176	重要文化財	清風荘主屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘離れ	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘土蔵	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘附属屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘詰所	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘納屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘茶屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘供待	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘袴付及びび待合	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘第一中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘第二中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘正門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	177	重要文化財	本隆寺本堂(附棟札)	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町
重要文化財		本隆寺祖師堂(附廊下)	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町	平 26.1.27
178	重要文化財	旧真宗信徒生命保険株式会社本館(本願 寺伝道院)	下京区油小路通正面下る本願 寺門前町玉本町 199	平 26.9.18
179	重要文化財	養源院客殿	京都市東山区大和大路通七 条下る三十三間堂廻り	平 28.2.9

	種別	名称	所在地	告示年月日
173	重要文化財	清流亭寄付	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭立礼席	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭[附 正門, 裏門]	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭(宅地)	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
174	重要文化財	平安神宮大極殿	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮東西歩廊(2棟)	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮蒼龍楼	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮白虎楼	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮應天門	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮[附龍尾壇石段及び石積, 彩色 図面]	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
175	重要文化財	旧三井家下鴨別邸主屋	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸玄関棟	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸茶室	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸(宅地)	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
176	重要文化財	清風荘主屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘離れ	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘土蔵	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘附属屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘詰所	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘納屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘茶屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘供待	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘袴付及びび待合	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘第一中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘第二中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘正門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	177	重要文化財	本隆寺本堂(附棟札)	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町
重要文化財		本隆寺祖師堂(附廊下)	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町	平 26.1.27
178	重要文化財	旧真宗信徒生命保険株式会社本館(本願 寺伝道院)	下京区油小路通正面下る本願 寺門前町玉本町 199	平 26.9.18

新 (P 別表-17)

旧 (P 別表-17)

	<u>重要文化財</u>	<u>養源院護摩堂</u>	<u>京都市東山区大和大路通七 条下る三十三間堂廻り</u>	<u>平 28.2.9</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>養源院鐘楼堂</u>	<u>京都市東山区大和大路通七 条下る三十三間堂廻り</u>	<u>平 28.2.9</u>
	<u>重要文化財</u>	<u>養源院中門(附番所, 表門)</u>	<u>京都市東山区大和大路通七 条下る三十三間堂廻り</u>	<u>平 28.2.9</u>

新 (P別表-41)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
80	市登録有形文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録有形文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録有形文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録有形文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録有形文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木植1個	北区大森東町	平元 4.1
82	市登録有形文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
83	市登録有形文化財	齋明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録有形文化財	齋明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録有形文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録有形文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録有形文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
86	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録有形文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録有形文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録有形文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録有形文化財	天穂日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録有形文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈禱札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録有形文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町 8-1	平 20.4.1
93	市指定有形文化財	春日神社宝蔵	右京区京北宮町	平 22.4.1
94	市指定有形文化財	妙光寺方丈	右京区宇多野上ノ谷町	平 23.4.1
95	市登録有形文化財	五社神社	西京区下津林楠町 103 番地	平 24.4.1
96	市指定有形文化財	正法寺遍照塔(旧忠魂堂)	西京区大原野南春日町	平 26.3.31
97	市指定有形文化財	白山神社本殿	右京区京北田貴町	平 28.3.31

旧 (P別表-41)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
80	市登録有形文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録有形文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録有形文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録有形文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録有形文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木植1個	北区大森東町	平元 4.1
82	市登録有形文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
83	市登録有形文化財	齋明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録有形文化財	齋明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録有形文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録有形文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録有形文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
86	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録有形文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録有形文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録有形文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録有形文化財	天穂日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録有形文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈禱札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録有形文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町 8-1	平 20.4.1
93	市指定有形文化財	春日神社宝蔵	右京区京北宮町	平 22.4.1
94	市指定有形文化財	妙光寺方丈	右京区宇多野上ノ谷町	平 23.4.1
95	市登録有形文化財	五社神社	西京区下津林楠町 103 番地	平 24.4.1
96	市指定有形文化財	正法寺遍照塔(旧忠魂堂)	西京区大原野南春日町	平 26.3.31

新 (P別表-44)

旧 (P別表-43)

44	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15-778	平 1.4.1
45	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
46	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
47	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
48	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
49	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区粟田口華頂町 1-1	平 6.4.1
50	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
51	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
52	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
53	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
54	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
55	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
56	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538-1	平 16.4.1
57	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
58	市指定名勝	角屋の庭 (玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭)	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
59	市指定名勝	中井の庭	左京区岡崎法勝寺町	平 26.3.31
60	市指定名勝	怡園	左京区南禅寺下河原町	平 27.3.31
61	市指定名勝	等持院の庭	北区等持院北町	平 28.3.31
62	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
63	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
64	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
65	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
66	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
67	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
68	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
69	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野柳ノ森町	昭 58.6.1
70	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
71	市指定天然記念物	柵野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
72	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
73	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
74	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
75	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
76	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1

44	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15-778	平 1.4.1
45	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
46	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
47	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
48	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
49	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区粟田口華頂町 1-1	平 6.4.1
50	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
51	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
52	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
53	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
54	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
55	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
56	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538-1	平 16.4.1
57	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
58	市指定名勝	角屋の庭 (玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭)	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
59	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
60	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
61	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
62	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
63	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
64	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
65	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
66	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野柳ノ森町	昭 58.6.1
67	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
68	市指定天然記念物	柵野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
69	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
70	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
71	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
72	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
73	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1
74	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
75	市指定天然記念物	本願寺(西本願寺)のイチョウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
76	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1

新 (P別表-45)

77	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
78	市指定天然記念物	本願寺(西本願寺)のイチョウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
79	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1
80	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
81	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
82	市指定天然記念物	慈眼寺のイチョウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
83	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
84	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
85	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
86	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
87	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
88	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
89	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
90	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
91	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
92	市登録天然記念物	金剛王院(一言寺)のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
93	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
94	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
95	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
96	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(市指定・登録 有形民俗)

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具(オセタ)	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稲荷祭山車「天狗櫛」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2

旧 (P別表-44)

77	市指定名勝	中井の庭	左京区岡崎法勝寺町	平 26.3.31
78	市指定名勝	怡園	左京区南禅寺下河原町	平 27.3.31
79	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
80	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
81	市指定天然記念物	慈眼寺のイチョウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
83	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
84	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
85	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
86	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
87	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
88	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
89	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
90	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
91	市登録天然記念物	金剛王院(一言寺)のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
92	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
93	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
94	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
95	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧(市指定・登録 有形民俗)

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具(オセタ)	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稲荷祭山車「天狗櫛」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稲荷町	平 18.3.31

新 (P別表-60)

	種別	名称	所在地	告示年月日
136	登録有形文化財(建造物)	旧武田家住宅主屋	下京区高辻通油小路東入永養寺町 242-1	平 26.4.25
137	登録有形文化財(建造物)	落柿舎	右京区嵯峨小倉山緋明神町 20	平 26.4.25
138	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅土蔵	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
139	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮本館	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮土蔵	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
140	登録有形文化財(建造物)	新居家住宅主屋	伏見区淀新町 99-1 他	平 26.10.7
141	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅主屋	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅門及び塀	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
142	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅主屋	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅茶室養心	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅土蔵	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅門及び塀	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
143	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅道具蔵	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅乾蔵	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
144	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺御影堂	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺大方丈	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺玄関	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺寺門	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺築地塀	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
145	登録有形文化財(建造物)	紫明会館	北区小山西大野町 1-3 他	平 27.11.17
146	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅主屋	中京区六角通烏丸西入骨屋町 155	平 27.11.17
	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅土蔵	中京区六角通烏丸西入骨屋町 155	平 27.11.17
147	登録有形文化財(建造物)	壽ビルディング	下京区西木屋町通松原上る三丁目市之町 251-7 他	平 27.11.17
148	登録有形文化財(建造物)	木村家住宅主屋	上京区日暮通下立売上る天秤町 598 他	平 28.2.25
	登録有形文化財(建造物)	木村家住宅土蔵	上京区日暮通下立売上る天秤町 598 他	平 28.2.25
	登録有形文化財(建造物)	木村家住宅門及び塀	上京区日暮通下立売上る天秤町 598 他	平 28.2.25
149	登録有形文化財(建造物)	室田家住宅主屋	左京区上高野大明神町 5	平 28.2.25

旧 (P別表-59)

	種別	名称	所在地	告示年月日
136	登録有形文化財(建造物)	旧武田家住宅主屋	下京区高辻通油小路東入永養寺町 242-1	平 26.4.25
137	登録有形文化財(建造物)	落柿舎	右京区嵯峨小倉山緋明神町 20	平 26.4.25
138	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅土蔵	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
139	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮本館	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮土蔵	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
140	登録有形文化財(建造物)	新居家住宅主屋	伏見区淀新町 99-1 他	平 26.10.7
141	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅主屋	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅門及び塀	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
142	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅主屋	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅茶室養心	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅土蔵	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅門及び塀	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
143	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅道具蔵	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅乾蔵	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
144	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺御影堂	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺大方丈	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺玄関	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺寺門	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺築地塀	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
145	登録有形文化財(建造物)	紫明会館	北区小山西大野町 1-3 他	平 27.11.17
146	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅主屋	中京区六角通烏丸西入骨屋町 155	平 27.11.17
	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅土蔵	中京区六角通烏丸西入骨屋町 155	平 27.11.17
147	登録有形文化財(建造物)	壽ビルディング	下京区西木屋町通松原上る三丁目市之町 251-7 他	平 27.11.17

新 (P別表-61)

旧 (P-)

150	登録有形文化財(建造物)	聖母女学院法人本館	伏見区深草田谷町 1	平 28.2.25
151	登録有形文化財(建造物)	林家住宅主屋	上京区今小路通七本松西入二丁目東今小路町 751-4 他	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	林家住宅離れ	上京区今小路通七本松西入二丁目東今小路町 751-4 他	平 28.8.1
152	登録有形文化財(建造物)	慈濟院本堂	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈濟院庫裏	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈濟院玄関廊	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈濟院書院	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈濟院表門	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
153	登録有形文化財(建造物)	関西美術院	左京区岡崎南御所町 41	平 28.11.29
154	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅主屋	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅土蔵	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅門及び塀	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
155	登録有形文化財(建造物)	熊谷家住宅主屋	下京区室町通五条上る坂東屋町 280 他	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	熊谷家住宅門及び塀	下京区室町通五条上る坂東屋町 280 他	平 28.11.29